

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第5期) 至 平成26年3月31日

フィデアホールディングス株式会社

(E23187)

目 次

頁

[第5期 有価証券報告書]

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	17
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	18
5. 経営上の重要な契約等	21
6. 研究開発活動	21
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	46
4. 株価の推移	46
5. 役員の状況	47
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	54
第5 経理の状況	64
1. 連結財務諸表等	65
2. 財務諸表等	108
第6 提出会社の株式事務の概要	116
第7 提出会社の参考情報	117
1. 提出会社の親会社等の情報	117
2. その他の参考情報	117
第二部 提出会社の保証会社等の情報	118

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

- (注) 1. 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【事業年度】	第5期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里村正治
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 宮下典夫
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	財務主計グループ長 渡辺広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	38,300	52,717	49,126	49,360	50,731
連結経常利益	百万円	4,470	5,053	7,523	6,937	10,165
連結当期純利益	百万円	2,868	3,674	4,243	4,228	6,220
連結包括利益	百万円	—	976	8,797	17,031	6,933
連結純資産額	百万円	56,038	56,333	62,520	78,692	83,928
連結総資産額	百万円	2,115,924	2,213,596	2,352,274	2,488,060	2,597,193
1株当たり純資産額	円	232.66	306.97	355.79	469.41	505.52
1株当たり当期純利益金額	円	21.66	24.51	28.55	28.46	42.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	21.64	18.03	22.83	22.55	30.11
自己資本比率	%	2.5	2.4	2.6	3.1	3.1
連結自己資本利益率	%	7.05	6.83	7.35	6.09	7.76
連結株価収益率	倍	7.52	9.71	7.84	8.39	4.59
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,206	99,438	91,309	59,944	47,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△42,789	△42,723	△114,045	△63,596	△48,127
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	9,857	△11,644	△7,733	3,973	4,173
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	36,903	81,965	51,494	51,802	55,644
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,902 [1,412]	1,881 [1,354]	1,872 [1,309]	1,869 [1,278]	1,872 [1,274]

(注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成21年10月1日付で株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」）と株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、荘内銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である荘内銀行の平成21年度の連結経営成績を基礎に、北都銀行の平成21年10月1日から平成22年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	百万円	1,207	2,113	2,338	2,431	2,628
経常利益	百万円	778	1,024	895	966	886
当期純利益	百万円	756	996	879	920	857
資本金	百万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数						
普通株式	千株	143,464	143,464	143,464	143,464	143,464
A種優先株式		20,206	—	—	—	—
B種優先株式		25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
純資産額	百万円	62,244	52,554	52,558	52,614	52,608
総資産額	百万円	62,448	63,285	65,565	65,644	71,713
1株当たり純資産額	円	294.68	295.52	295.63	296.03	296.07
1株当たり配当額						
普通株式		5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
(内1株当たり中間配当額)	円	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式	(円)	—	—	—	—	—
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
B種優先株式		0.01	6.328	5.88	5.84	5.44
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	円	5.27	5.84	5.10	5.40	5.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	5.26	4.89	4.73	4.91	4.15
自己資本比率	%	99.6	83.0	80.1	80.1	73.3
自己資本利益率	%	1.33	1.73	1.67	1.75	1.63
株価収益率	倍	30.92	40.75	43.92	44.25	38.76
配当性向	%	94.87	85.61	98.03	92.59	99.40
従業員数		19	30	34	33	45
[外、平均臨時従業員数]	人	[1]	[2]	[4]	[5]	[6]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

- 平成21年5月15日 荘内銀行及び北都銀行の取締役会において「株式移転計画書」の作成及び「経営統合に関する協定書」の締結を決議
- 平成21年6月25日 荘内銀行及び北都銀行の定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認を得る
- 平成21年8月7日 荘内銀行及び北都銀行が銀行法上の当社設立認可を受ける
- 平成21年10月1日 設立（資本金100億円）、東京証券取引所市場第一部へ上場
- 平成22年2月18日 「フィデアグループ第1次中期経営計画」策定
- 平成22年3月31日 B種優先株式発行、増資（資本金150億円）
- 平成22年5月31日 株式会社北都ベンチャーキャピタル解散
- 平成22年6月18日 株式会社荘銀ベンチャーキャピタルの商号を株式会社フィデアベンチャーキャピタルに変更
- 平成22年7月1日 株式会社荘銀総合研究所の商号を株式会社フィデア総合研究所に変更し、グループ内の調査研究業務を集約
- 平成22年12月22日 当社A種優先株式を買入消却
- 平成23年3月1日 荘内銀行、北都銀行、フィデアベンチャーキャピタルの共同出資によりフィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合を設立
- 平成23年4月1日 株式会社フィデア総合研究所が株式会社I S Bコンサルティングを吸収合併
- 平成24年2月1日 フィデアグループ確定拠出年金企業型年金制度導入
- 平成24年3月1日 株式会社北都銀行が北都総研株式会社を吸収合併
- 平成24年4月1日 荘銀カード株式会社が株式会社北都カードサービスを吸収合併し、商号を「フィデアカード株式会社」に変更
- 株式会社北都情報システムズの商号を「株式会社フィデア情報システムズ」に変更
- 平成25年3月29日 「フィデアグループ第2次中期経営計画」策定
- 平成25年12月5日 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を発行

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社11社（平成26年3月31日現在）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル等金融サービスに係る事業を行っております。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。

（銀行業）

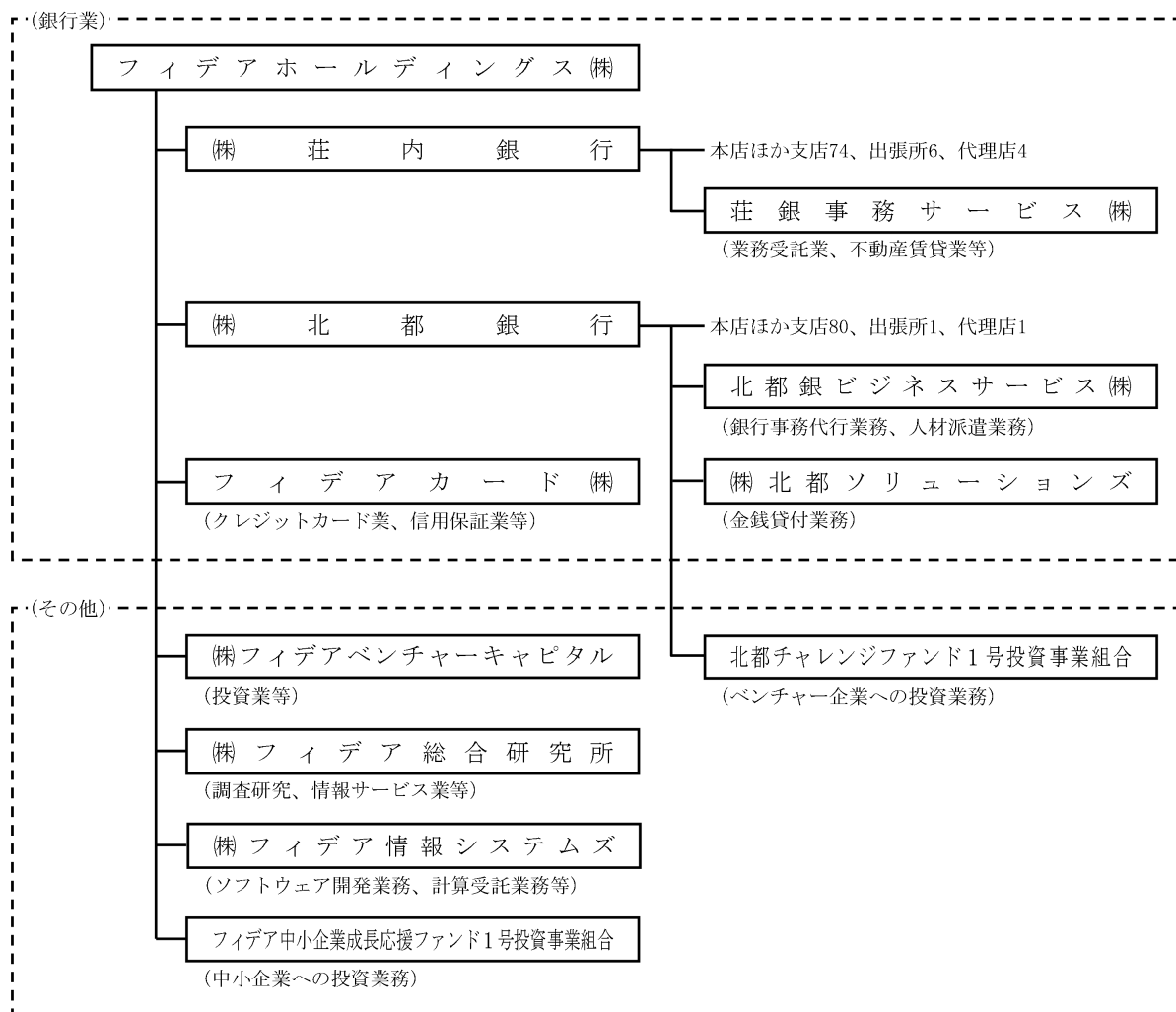
（株）荘内銀行及び（株）北都銀行並びに連結子会社4社（フィデアカード（株）、（株）荘銀事務サービス（株）、北都銀ビジネスサービス（株）、（株）北都ソリューションズ）において、秋田県、山形県、宮城県を主たる営業エリアとして、本支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、保証業務等を行っており、当社グループの中核事業と位置付けております。

（その他）

連結子会社5社（（株）フィデアベンチャーキャピタル、（株）フィデア総合研究所、（株）フィデア情報システムズ、北都チャレンジファンド1号投資事業組合、フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合）において、投融資業務、調査研究業務、コンサルティング業務等を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統は次のとおりであります。（平成26年3月31日現在）



平成26年4月1日に、株式会社荘内銀行を吸収合併存続会社とし、荘銀事務サービス株式会社を吸収合併消滅会社として合併しております。

また、平成26年7月1日に、株式会社北都銀行を吸収合併存続会社とし、北都銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併消滅会社として合併する予定です。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有（又 は被所有）割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社荘内銀行	山形県 鶴岡市	7,000	銀行業	100.00 (-)	4 (4)	-	経営管理 金銭貸借 預金取引	当社より 建物の一 部賃借	-
株式会社北都銀行	秋田県 秋田市	11,000	銀行業	100.00 (-)	5 (5)	-	経営管理 金銭貸借 預金取引	当社より 建物の一 部賃借	-
フィデアカード株 式会社	秋田県 秋田市	110	クレジットカード業 信用保証業 顧客会員へのサ ービス業務	69.94 (8.40)	2 (2)	-	増資引受	-	-
株式会社フィデア ベンチャーキャピ タル	山形県 山形市	80	投資業等	92.14 (15.71)	1 (1)	-	-	-	-
株式会社フィデア 総合研究所	山形県 山形市	100	調査研究業 情報サービス業	26.50 (16.50) [25.00]	4 (4)	-	-	-	-
株式会社フィデア 情報システムズ	秋田県 秋田市	50	システム開発業	55.00 (5.00)	4 (4)	-	-	-	-
荘銀事務サービス 株式会社	山形県 鶴岡市	10	業務受託業 不動産賃貸業	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-
北都銀ビジネスサ ービス株式会社	秋田県 秋田市	20	事務受託業	100.00 (100.00)	1 (1)	-	-	-	-
株式会社北都ソリ ューションズ	秋田県 秋田市	21	金銭貸付業	100.00 (100.00)	1 (1)	-	-	-	-
北都チャレンジフ ァンド1号投資事 業組合	秋田県 秋田市	200	ベンチャー企業 への投資業務	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-
フィデア中小企業 成長応援ファンド 1号投資事業組合	山形県 山形市	300	中小企業への投 資業務	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行であります。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行であります。

3. 上記関係会社のうち、有価証券届出書を提出している会社は株式会社北都ソリューションズであります。

4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。

5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	1,728 [1,242]	144 [32]	1,872 [1,274]

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員1,272人（銀行業1,242人、その他30人）を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
45 [6]	47.0	20.7	6,532

- (注) 1. 当社従業員は主に株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行からの出向者であります。なお、従業員数には各子銀行との兼務者（株式会社荘内銀行51人、株式会社北都銀行46人）は含まれておりません。
2. 当社の従業員は、すべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、平成26年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。
6. 当社には従業員組合はございません。当社グループには、荘内銀行従業員組合（組合員数1,051人）、全国金融産業労働組合（組合員数1人）、北都銀行職員組合（組合員数560人）及び北都銀行労働組合（組合員数1人）が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初からしばらく、円安・株高を背景とした景気回復期待に加え、消費税増税前の駆け込み需要もあり、個人消費が堅調に推移し、住宅投資が増加傾向を強めたほか、公共投資は経済対策や震災復興需要により増勢傾向を辿りました。また、企業収益の改善から設備投資にも持ち直しの動きが見られ、この間、輸出は伸び悩んだものの、内外需要の増加傾向を受けて生産が上向くなど、国内景気は緩やかに回復してきました。

一方、当社グループの主たる営業エリアである東北地方は、震災復興関連工事を主体に公共投資の増加、住宅投資の増加のほか、生産活動や個人消費も、消費税増税前の駆け込み需要を背景に底堅く推移し、雇用環境も改善するなど、地域ごとに差はあるものの、全体として景気は改善傾向が続いています。

(業績)

当社グループは、平成21年10月1日に発足した広域地域金融機関グループであります。「地域に密着した『広域金融グループ』として、上質な『金融情報サービス』を提供し続ける」ことをグループ理念に掲げ、各行のブランドを活かしながら営業力と収益力の向上に取り組んでいるほか、ミドル・バック機能の集約・専門化等経営効率の向上にも取り組んでおります。

当連結会計年度につきましても、引き続き、広域金融グループとしてのメリットを活かし、お客さま向けビジネス商談会をはじめとしたビジネスマッチングの取り組みや共同企画定期預金の販売、バンカシェアランスの推進等、グループで営業ノウハウを共有しながら、積極的な営業展開、共同施策を実施しました。

サービスネットワークにつきましては、顧客利便性向上、マーケットシェア拡大に向けた取り組みを進めております。平成25年6月に株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」。）吉岡支店を開設し、平成25年5月に株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」。）山王支店、平成25年9月に荘内銀行あかねヶ丘支店、平成26年1月に北都銀行新国道支店を新築移転いたしました。また、平成25年8月には、荘内銀行桂ガーデンプラザ支店内にランチ・イン・ランチ方式で移設していた西友仙台泉支店を泉中央支店として新築移転いたしました。加えて、平成26年1月に秋田県内初となる銀行代理店（北都銀行本店営業部 秋田住宅流通センター秋田中央代理店）を開設しました。開設した銀行代理店は、ローン業務のお取扱いをしており、土日祝日も営業しております。

グローバルビジネス分野では、お取引先の海外進出支援のため、ASEAN各国の金融機関等と業務提携を拡充しております。平成25年4月にベトナム銀行、平成25年7月にBDOユニバンク、平成25年10月にタイ投資委員会、平成26年1月にパオバトホールディングスとそれぞれ業務提携しました。加えて、イスラム圏におけるビジネス支援を行うべく、平成25年11月にマレーシア工業開発銀行と業務提携したほか、平成25年12月に経済・文化交流並びに個人リテール戦略のノウハウ共有を目的に、ハワイ州に本店を置く、アメリカン・セイビングズ・バンクと業務提携を実施しました。また、海外ビジネスに関する顧客向けセミナーの開催や海外視察・人材交流等を通じて顧客サービスの充実にも取り組んでおります。

業務戦略の分野については、みちのく銀行、東北銀行及びみずほグループ等と連携し、農林漁業の6次産業化支援を目的とした農林漁業成長産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」に出資し参画いたしました。荘内銀行では新たに入院保障を付した「<荘銀>リビングニーズ特約付住宅ローン」の取扱いを開始したほか、スポーツ応援定期「モンテディオ山形熱血応援団」や東北楽天ゴールデンイーグルスとのタイアップ商品等、預金商品を販売いたしました。北都銀行では、太陽光発電事業においてプロジェクトファイナンスによる融資契約を締結いたしました。また、昨年業務提携を実施したミュージックセキュリティーズ株式会社と連携し、秋田県内企業4社のマイクロ投資ファンド組成をサポートいたしました。このほかにも、風力発電会社株式会社ウエンティ・ジャパンや農業の6次産業化支援を目的に設立された株式会社あきた食彩プロデュースと連携し、地域振興と雇用創出に向けたプロジェクトに主体的に参画しております。

当社グループは、上質な金融情報サービスを提供し、地域活性化に貢献するとともに、秋田、山形、宮城をはじめ東北の新しい「舞台づくり」のプロデューサー役を果たしております。第2次中期経営計画で掲げた再生可能エネルギー、農林漁業の6次産業化、震災復興や各種地域開発プロジェクトへの積極的な参画を通じて、地域の「舞台づくり」のサポートを実践するため平成25年7月に「地域開発グループ」を新設いたしました。

これらの取り組みを着実に進めた結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績につきましては、連結経常収益は、役員取引等収益や有価証券関係収益の増加等により、前連結会計年度比13億70百万円（2.7%）増加し、507億31百万円となりました。一方、連結経常費用は、有価証券の売却損及び償却処理費用等が減少したことにより、前連結会計年度比18億57百万円（4.3%）減少し、405億65百万円となりました。これらの結果、連結経常利益は、前連結会計年度比32億27百万円増加の101億65百万円、連結当期純利益は、前連結会計年度比19億91百万円増加の62億20百万円となりました。

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により477億85百万円の収入（前連結会計年度比121億58百万円の減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったこと等により、481億27百万円の支出（前連結会計年度比154億69百万円の増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権付社債の発行等により、41億73百万円の収入（前連結会計年度比1億99百万円の増加）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末比38億41百万円増加の556億44百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で304億87百万円、国際業務部門で4億35百万円、合計で309億22百万円（前連結会計年度比3億83百万円減少）となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で64億25百万円、国際業務部門で15百万円、合計で64億40百万円（前連結会計年度比5億67百万円増加）となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で12億59百万円、国際業務部門で49百万円、合計で13億8百万円（前連結会計年度比18億26百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	31,091	215	—	31,306
	当連結会計年度	30,487	435	—	30,922
うち資金運用収益	前連結会計年度	34,093	276	△48	34,321
	当連結会計年度	33,461	497	△45	33,912
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,002	60	△48	3,014
	当連結会計年度	2,973	61	△45	2,989
役務取引等収支	前連結会計年度	5,850	22	—	5,872
	当連結会計年度	6,425	15	—	6,440
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,741	35	—	8,777
	当連結会計年度	9,439	30	—	9,469
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,891	13	—	2,904
	当連結会計年度	3,014	14	—	3,029
その他業務収支	前連結会計年度	△575	57	—	△517
	当連結会計年度	1,259	49	—	1,308
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,277	57	—	3,334
	当連結会計年度	3,163	49	—	3,212
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,852	—	—	3,852
	当連結会計年度	1,904	—	—	1,904

- (注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度2百万円、当連結会計年度2百万円）を控除してあります。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度における資金運用勘定の平均残高は、国内業務部門で前連結会計年度比1,194億51百万円増加の2兆4,240億99百万円となり、国際業務部門で前連結会計年度比9億33百万円増加の367億64百万円となりました。利回りについては、国内業務部門で前連結会計年度比0.10ポイント低下の1.38%、国際業務部門で前連結会計年度比0.76ポイント上昇の1.35%となりました。

一方、当連結会計年度における資金調達勘定の平均残高は、国内業務部門で前連結会計年度比1,214億98百万円増加の2兆4,131億99百万円となり、国際業務部門で前連結会計年度比9億53百万円増加の368億29百万円となりました。利回りについては、国内業務部門で前連結会計年度比0.01ポイント低下の0.12%、国際業務部門で前連結会計年度比横這いの0.16%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,304,648	34,158	1.48
	当連結会計年度	2,424,099	33,461	1.38
うち貸出金	前連結会計年度	1,534,947	27,802	1.81
	当連結会計年度	1,599,873	26,163	1.63
うち商品有価証券	前連結会計年度	117	0	0.52
	当連結会計年度	131	0	0.43
うち有価証券	前連結会計年度	719,450	6,259	0.87
	当連結会計年度	763,777	7,182	0.94
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	15,421	16	0.10
	当連結会計年度	28,342	30	0.10
うち預け金	前連結会計年度	1,714	6	0.36
	当連結会計年度	1,885	15	0.82
資金調達勘定	前連結会計年度	2,291,700	3,002	0.13
	当連結会計年度	2,413,199	2,973	0.12
うち預金	前連結会計年度	2,082,157	2,433	0.11
	当連結会計年度	2,186,358	2,412	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	156,109	170	0.10
	当連結会計年度	178,949	180	0.10
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	12,477	13	0.10
	当連結会計年度	5,794	6	0.10
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	34,004	134	0.39
	当連結会計年度	33,615	82	0.24

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4,622百万円、当連結会計年度13,476百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,997百万円、当連結会計年度2,034百万円）を、それぞれ控除しております。
2. 金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度2百万円、当連結会計年度2百万円）を控除しております。

3. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、一部月末ごとの残高等に基づく平均残高を利用しております。

4. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については控除しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	35,830	211	0.59
	当連結会計年度	36,764	497	1.35
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	32,480	207	0.63
	当連結会計年度	33,136	493	1.48
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	11	0	0.12
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	788	3	0.42
	当連結会計年度	1,009	3	0.34
資金調達勘定	前連結会計年度	35,875	60	0.16
	当連結会計年度	36,829	61	0.16
うち預金	前連結会計年度	3,389	1	0.03
	当連結会計年度	2,949	0	0.03
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	88	0	0.51
	当連結会計年度	57	0	0.33
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,901	10	0.27
	当連結会計年度	7,947	14	0.18
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度11百万円、当連結会計年度19百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度一百万円、当連結会計年度一百万円)を、それぞれ控除しております。

2. 国際業務部門の当社及び連結子会社の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

3. 国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,340,479	△28,489	2,311,989	34,370	△48	34,321	1.48
	当連結会計年度	2,460,863	△25,870	2,434,993	33,958	△45	33,912	1.39
うち貸出金	前連結会計年度	1,534,947	—	1,534,947	27,802	—	27,802	1.81
	当連結会計年度	1,599,873	—	1,599,873	26,163	—	26,163	1.63
うち商品有価証券	前連結会計年度	117	—	117	0	—	0	0.52
	当連結会計年度	131	—	131	0	—	0	0.43
うち有価証券	前連結会計年度	751,931	—	751,931	6,467	—	6,467	0.86
	当連結会計年度	796,914	—	796,914	7,675	—	7,675	0.96
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	15,432	—	15,432	16	—	16	0.10
	当連結会計年度	28,342	—	28,342	30	—	30	0.10
うち預け金	前連結会計年度	2,502	—	2,502	9	—	9	0.38
	当連結会計年度	2,894	—	2,894	19	—	19	0.65
資金調達勘定	前連結会計年度	2,327,576	△28,489	2,299,086	3,063	△48	3,014	0.13
	当連結会計年度	2,450,028	△25,870	2,424,158	3,035	△45	2,989	0.12
うち預金	前連結会計年度	2,085,546	—	2,085,546	2,434	—	2,434	0.11
	当連結会計年度	2,189,307	—	2,189,307	2,413	—	2,413	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	156,109	—	156,109	170	—	170	0.10
	当連結会計年度	178,949	—	178,949	180	—	180	0.10
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	12,565	—	12,565	13	—	13	0.10
	当連結会計年度	5,851	—	5,851	6	—	6	0.10
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	3,901	—	3,901	10	—	10	0.27
	当連結会計年度	7,947	—	7,947	14	—	14	0.18
うち借入金	前連結会計年度	34,004	—	34,004	134	—	134	0.39
	当連結会計年度	33,615	—	33,615	82	—	82	0.24

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4,634百万円、当連結会計年度13,496百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,997百万円、当連結会計年度2,034百万円）を、それぞれ控除しております。
2. 資金調達勘定のうち利息からは金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度2百万円、当連結会計年度2百万円）を控除しております。
3. 資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及びその利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で94億39百万円、国際業務部門で30百万円、合計で94億69百万円（前連結会計年度比6億92百万円増加）となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で30億14百万円、国際業務部門で14百万円、合計で30億29百万円（前連結会計年度比1億24百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	8,741	35	8,777
	当連結会計年度	9,439	30	9,469
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,372	—	1,372
	当連結会計年度	1,327	—	1,327
うち為替業務	前連結会計年度	1,900	35	1,935
	当連結会計年度	1,887	30	1,917
うち証券関連業務	前連結会計年度	646	—	646
	当連結会計年度	598	—	598
うち代理業務	前連結会計年度	3,260	—	3,260
	当連結会計年度	3,989	—	3,989
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	63	—	63
	当連結会計年度	62	—	62
うち保証業務	前連結会計年度	625	0	626
	当連結会計年度	585	0	585
役務取引等費用	前連結会計年度	2,891	13	2,904
	当連結会計年度	3,014	14	3,029
うち為替業務	前連結会計年度	314	13	327
	当連結会計年度	327	14	341

（注）国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	2,179,339	3,452	2,182,791
	当連結会計年度	2,223,990	2,765	2,226,755
うち流動性預金	前連結会計年度	918,316	—	918,316
	当連結会計年度	953,492	—	953,492
うち定期性預金	前連結会計年度	1,245,335	—	1,245,335
	当連結会計年度	1,253,518	—	1,253,518
うちその他	前連結会計年度	15,687	3,452	19,140
	当連結会計年度	16,979	2,765	19,744
譲渡性預金	前連結会計年度	106,607	—	106,607
	当連結会計年度	130,202	—	130,202
総合計	前連結会計年度	2,285,946	3,452	2,289,399
	当連結会計年度	2,354,192	2,765	2,356,958

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,602,277	100.00	1,664,140	100.00
製造業	130,517	8.15	121,997	7.33
農業、林業	5,041	0.31	4,658	0.28
漁業	89	0.00	81	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2,819	0.18	3,026	0.18
建設業	73,153	4.56	70,424	4.23
電気・ガス・熱供給・水道業	16,596	1.04	19,969	1.20
情報通信業	12,210	0.76	11,295	0.68
運輸業、郵便業	22,628	1.41	24,079	1.45
卸売業、小売業	106,042	6.62	102,978	6.19
金融業、保険業	46,601	2.91	47,097	2.83
不動産業、物品賃貸業	97,996	6.12	100,421	6.03
学術研究、専門・技術サービス業	5,960	0.37	5,697	0.34
宿泊業、飲食サービス業	27,042	1.69	25,352	1.52
生活関連サービス業、娯楽業	19,969	1.25	19,905	1.20
教育、学習支援業	4,056	0.25	3,682	0.22
医療・福祉	45,516	2.84	49,574	2.98
その他のサービス	45,829	2.86	41,487	2.49
地方公共団体	396,543	24.75	446,415	26.83
その他	543,659	33.93	565,993	34.01
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,602,277	—	1,664,140	—

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	301,253	—	301,253
	当連結会計年度	318,285	—	318,285
地方債	前連結会計年度	187,069	—	187,069
	当連結会計年度	187,713	—	187,713
社債	前連結会計年度	185,644	—	185,644
	当連結会計年度	190,432	—	190,432
株式	前連結会計年度	18,811	—	18,811
	当連結会計年度	21,353	—	21,353
その他の証券	前連結会計年度	58,708	29,677	88,386
	当連結会計年度	71,413	35,486	106,900
合計	前連結会計年度	751,489	29,677	781,166
	当連結会計年度	789,198	35,486	824,684

(注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	9.02
2. 連結における自己資本の額	90,126
3. リスク・アセットの額	998,459
4. 連結総所要自己資本額	39,938

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社荘内銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40	40
危険債権	77	97
要管理債権	43	112
正常債権	8,643	8,894

- (注) 1. 部分直接償却は実施していません。
2. 金額は単位未満を四捨五入しております。

株式会社北都銀行(単体)の資産の査定額(部分直接償却後)

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35	22
危険債権	130	148
要管理債権	61	65
正常債権	7,381	7,682

- (注) 金額は単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

平成22年度からのフィデアグループ第1次中期経営計画において、「オープンプラットフォームの機能最大化と経営資源再配分を通して、統合効果の早期抽出に取り組む」及び「株主、顧客、地域、従業員にとって夢のある金融情報サービスグループを目指す」を基本方針に掲げ、「土台づくりと挑戦」に向けた諸施策を推進してまいりました。

統合効果抽出に向け、両行の企画・管理部門等ミドル機能を当社に集約し、専門化・高度化を図ったほか、広域統合のメリットをお客さまに還元すべく、グローバルビジネスグループやバンカシュアランスグループなど、営業企画部門を設置するなど、体制整備を進めました。特に、グローバルビジネスにおいては、アジア各国の現地金融機関との提携により、取引先の海外進出サポートの充実や情報ネットワークの拡充を図っております。また、グループ企業の統合・再編、事務・システム等バック部門の共有化、共同化等を通じて、経営効率の向上を図り、スケールメリットの抽出に取り組んでまいりました。

平成25年度から『地域の舞台づくりと革新の土台づくり』を基本理念とする、3カ年（平成25年度～平成27年度）の第2次中期経営計画をスタートしております。主たる営業基盤である秋田県、山形県、宮城県を中心とした東北地方の地域社会、経済動向、人口動態等を中長期的視点で捉え、当社グループが地域の発展に貢献するための経営戦略・施策、業務の進め方を示すものと位置づけ、4つの基本方針を掲げ、推進しております。

<基本方針>

- ・上質な「金融情報サービス」の提供を通じて、地域の発展に貢献する
- ・地域の志を同じくする仲間たちと産業創出・事業化の「舞台づくり」に貢献する
- ・グループ経営基盤であるオープンプラットフォームの機能強化・拡充と経営資源の適正配分を通じた革新の「土台づくり」を推進する
- ・株主、顧客、地域、従業員にとって夢のある「フィデアグループ」を目指しグループ総合力を発揮する

<グループ業務戦略>

1. 金融情報サービス業への進化（Transform）
グループ一体となったリテール戦略を推進するとともに、地方自治体、大学等との関係・取引の拡充に取り組みます。
2. 地域のニューフロンティアビジネスへの積極的な参画
再生可能エネルギー、アグリビジネス、シニアサービス・ケア事業、観光分野など地域の潜在ニーズのある分野への取り組みを強化するほか、アジアを中心とした各国の金融機関、日本の専門機関との業務協力関係の構築を進めます。また、震災復興、被災地支援にも主体的に参画します。
3. オープンプラットフォームの機能強化・拡充とグループ総合力の発揮
グループのALM機能高度化とリスク・リターンマネジメント力の向上を図るとともに、戦略的なリソースマネジメントを進め、関連会社を含めたグループ総合力・地域貢献力を強化します。また、平成26年度上期を予定している両行基幹システム統合とその後の両行事務・システム一本化、ICT活用による業務効率化、広域金融ビジネスの展開等に向けた取り組みを進めます。

<経営目標（平成27年度）>

	フィデアHD（連結）	荘内銀行（単体）	北都銀行（単体）
預金等残高（*）	2兆5,400億円以上	1兆2,600億円以上	1兆2,800億円以上
貸出金残高（*）	1兆7,800億円以上	9,400億円以上	8,400億円以上
コア業務純益	100億円以上	45億円以上	45億円以上
当期純利益	43億円以上	20億円以上	20億円以上
コア資本比率	8%以上	9%以上	9%以上
不良債権比率（*）	2%未満	2%未満	2%未満
ニューフロンティアへの貸出実行額（期間中累計額）	1,000億円以上		

*フィデアHDの計数は荘内銀行と北都銀行の単純合算値

4【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループ企業（以下「当社グループ」という。）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいり所存です。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の記載の無い限り、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 自己資本比率

当社は、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められる国内基準（4%）以上に維持しなければなりません。また、当社の銀行子会社も、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国内基準（4%）以上に維持しなければなりません。

当社及び銀行子会社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、銀行法上の指導や命令を受けることとなります。当社又は銀行子会社の自己資本比率の低下に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

(1) 与信関係費用（信用コスト）の増加

不良債権処理あるいは債務者の信用力の低下に際して生じうる与信関係費用の増加は、当社グループの業績に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

(2) 繰延税金資産

現時点における会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関するものを含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がこれら予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社又は連結子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの業績に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

(3) その他

その他自己資本比率に影響を及ぼす要因として以下のものがあります。

- ・有価証券の時価の下落に伴う減損処理の増加
- ・固定資産の減損処理又は売却等処分による土地再評価差額金の減額
- ・貸出金等リスクアセットポートフォリオの変動
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他不利益項目の発生

2. 信用リスク

(1) 不良債権の増加

当社グループは、自己査定 of 厳格な運用を通じて、不良債権の適確な処理あるいは与信集中の回避等、資産の健全化に努めておりますが、内外経済動向、不動産価格及び株価の変動、貸出先の経営状況等により、不良債権及び信用コストが増加する可能性があります。その結果として、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の積み増し

当社グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提及び見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離した場合には、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済情勢の悪化による担保価値の下落等の事情の発生により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(3) 特定業種の環境悪化

当社グループの貸出先の中には、内外経済動向及び特定業種における経営環境の変化や規制強化等により、当該業種に属する企業の信用状態の悪化、担保・保証等の価値下落等が生じる可能性があります。そのような場合、当社グループのこれら特定業種における不良債権残高及び信用コストが増加し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 権利行使の困難性

当社グループは、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落あるいは有価証券価格の下落等の事情により、デフォルト状態にある貸出先に対して担保権を設定した不動産若しくは有価証券を処分することができない可能性があります。そのような場合、債権保全を厳格に見積もることによる貸倒引当金の積み増しやバルクセールによるオフバランス化を進めることもあり得ます。その結果、信用コストが増加し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 市場リスク

当社グループは市場関連業務において様々な金融商品での運用を行っており、グループ一体となったポートフォリオの適正化等リスク管理に努めているものの、金利、株価及び債券相場、為替等の変動により、保有する有価証券の価値が大幅に下落した場合には減損又は評価損が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 流動性リスク

市場環境が大きく変化した場合や当社グループの業績が悪化した場合、あるいは対外的信用力が低下した場合等には資金調達費用の増加や資金繰りの悪化が発生し、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 事務リスク

当社グループは、事務規程等に則った正確な事務処理の徹底に努めておりますが、役職員により不正確な事務あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、当社グループに経済的損失や信用失墜等をもたらす可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. システムリスク

当社グループは、銀行子会社における営業店、ATM及び他行とを結ぶオンラインシステムや顧客情報を蓄積している情報システムを保有しております。コンピュータシステムの停止、誤作動あるいは不正利用等のシステムリスクへの対策やセキュリティポリシーに則った厳格な情報管理に努めておりますが、重大なシステム障害が発生した場合には、決済業務に支障をきたす等、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 顧客情報漏洩等に係るリスク

当社グループは、膨大な顧客情報を保有しており、情報管理に関する基本方針及び管理規程に則った適切な情報管理態勢の構築に努めておりますが、顧客情報の漏洩、紛失、改ざん、不正利用等が発生した場合には、顧客への損害賠償等の他、風評リスクが顕在化する等、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 風評リスク

当社グループや金融業界に対するネガティブな報道や風説、風評の流布が発生した場合、それが事実であるか否かにかかわらず、当社グループの業績及び財務状況並びに当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 有形資産リスク

当社グループが所有及び賃借中の土地、建物、車両等の有形資産について、自然災害、犯罪行為、資産管理上の瑕疵等の結果、毀損、焼失あるいは劣化することにより業務の運営に支障をきたす可能性があります。また、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、割引率等数値計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件が変更された場合、又は実際の年金資産の時価が下落した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 経営統合に関するリスク

平成21年10月1日の当社設立以来、グループ傘下の荘内銀行及び北都銀行のミドル・バック機能の統合、集約あるいは専門化等、経営インフラ整備を進め、統合効果を最大限発揮すべく努力してまいりました。

しかしながら、今後、以下の要因等により当初期待した統合効果を十分に発揮できず、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループ内における、業務面での協調体制強化や経営資源の再配分等が奏功しないことにより、当初期待した統合効果が達成できない可能性
- ・顧客との関係悪化、対外的信用力の低下等により、当初期待した収益増強が達成できない可能性
- ・当社グループの経営インフラの統合・再編に係わり、想定外の追加費用が発生する可能性
- ・荘内銀行及び北都銀行の事務・システム統合に係わり、不測の事態に起因して、システム障害等が発生する可能性
- ・経営インフラ統合・再編の遅延等により、当初期待した経費削減が達成できない可能性

12. コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題として、規程及び態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合や将来の法令の変更等により、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

13. 内部統制の構築等に係るリスク

当社は、金融商品取引法に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制が有効に機能しているか否かを評価し、その結果を内部統制報告書において開示しております。

当社グループは、適正な内部統制の構築、維持、運営に努めておりますが、予期しない問題が発生した場合等において、財務報告に係る内部統制の評価手続の一部を実施できないことや、内部統制の重要な欠陥が存在すること等を報告する可能性もあります。そのような場合、当社グループの業績及び財務状況並びに当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

14. 新商品・新サービスに伴うリスク

当社グループは、顧客満足度の向上や収益源の多様化に向け、規制緩和に伴う業務範囲の拡大等を踏まえ、新規業務分野への積極的な取り組みを進めているほか、新商品・新サービスの提供に積極的に取り組んでおりますが、業務範囲の拡大が予想通りに進展しないあるいは営業戦略が奏功しないこと等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

15. 各種規制の変更リスク

当社グループは、事業運営上の様々な規制や金融システム秩序維持のための諸規制・政策のもとで業務を遂行しております。このため規制等の変更に伴い、業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、会計制度の変更等によりコストの増加につながる可能性があります。

16. 金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難や、振り込め詐欺等金融犯罪が多発している中、当社グループは、被害の未然防止、セキュリティ強化等に努めておりますが、金融犯罪の高度化・大規模化等により、被害を受けたお客さまへの補償や、未然防止策の費用が多額になる場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

17. 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、秋田県、山形県及び宮城県を中心とした東北地区を営業基盤としていることから、地域経済の低迷あるいは悪化にともない、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加する等により当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

18. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社等から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

19. その他

上記のほか、内外の政治経済情勢、停電・交通マヒ等の社会的インフラ障害、大規模な犯罪・テロ行為、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等当社グループのコントロールの及ばない事態の発生により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と同様の震災等が発生した場合には、資産の毀損、焼失あるいは劣化、又は営業活動の停止等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、見込み、見通し等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクや不確実性を内在しているため、将来生じる実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に則り見積り及び判断を行っております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

資金利益は、利回り低下を主因とする貸出金利息が減少したこと等により、前連結会計年度比3億83百万円減少の309億20百万円となりました。

役務取引等利益は、預かり資産販売の増加等により、前連結会計年度比5億67百万円増加の64億40百万円となりました。

その他業務利益は、有価証券の減損処理等が減少したこと等により、前連結会計年度比18億26百万円増加の13億8百万円となりました。

営業経費は、前連結会計年度比5億91百万円増加の292億41百万円となりました。

与信関係費用は、一般貸倒引当金繰入額の増加等により、前連結会計年度比14億82百万円増加の24億74百万円となりました。

株式等関係損益は、株式等売却損が減少したこと等により、前連結会計年度比30億7百万円増加の19億65百万円となりました。

これらの結果、連結経常利益は前連結会計年度比32億27百万円増加の101億65百万円、連結当期純利益は前連結会計年度比19億91百万円増加の62億20百万円となりました。

(3) 当連結会計年度末における財政状態の分析

① 預金等（譲渡性預金を含む）

個人預金を中心に増加し、前連結会計年度末比675億円（2.9%）増加の2兆3,569億円となりました。

② 貸出金

地方公共団体向け貸出や住宅ローン等個人向け貸出を中心に増加し、前連結会計年度末比618億円（3.8%）増加の1兆6,641億円となりました。

③ 有価証券

相場環境の変動に対応しつつ、安全性と収益性の両面に留意し、健全なポートフォリオ運営に努めた結果、前連結会計年度末比435億円（5.5%）増加の8,246億円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により477億85百万円の収入（前連結会計年度比121億58百万円の減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったこと等により、481億27百万円の支出（前連結会計年度比154億69百万円の増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権付社債の発行等により、41億73百万円の収入（前連結会計年度比1億99百万円の増加）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末比38億41百万円増加の556億44百万円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,944	47,785	△12,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,596	△48,127	15,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,973	4,173	199
現金及び現金同等物の期末残高	51,802	55,644	3,841

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、銀行業の営業店舗において、店舗の新設・移転等を行いました。また、業務集中化の一環としてシステム投資を実施いたしました。以上の投資を中心に、当連結会計年度は銀行業において3,303百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成26年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当社	—	仙台北社	宮城県	銀行業	事務所	— (—)	—	7	61	—	68	37
		東京事務所	東京都		事務所	— (—)	—	37	81	—	119	8
(株)荘内銀行		本店ほか 58カ店	山形県		店舗	73,340.09 (19,372.62)	4,518	3,700	662	74	8,956	660
		仙台支店 ほか12カ店	宮城県		店舗	3,224.81 (990.00)	616	403	72	3	1,095	91
		秋田支店	秋田県		店舗	2,255.95 (—)	484	238	1	—	725	5
		福島支店 ほか1カ店	福島県		店舗	896.57 (—)	302	68	4	2	377	13
		東京支店	東京都		店舗	— (—)	—	—	2	—	2	6
		山形事務 センター	山形県		事務セ ンター	— (—)	—	19	7	0	27	—
		鶴岡寮ほか	山形県 ほか		社宅・ 寮	5,432.56 (759.74)	716	533	0	—	1,249	—
		その他施設	山形県 ほか		その他	6,180.01 (—)	133	92	2	11	239	—
(株)北都銀行		本店ほか 78カ店	秋田県		店舗	75,372.97 (14,764.21)	2,427	3,038	676	14	6,157	759
		仙台支店	宮城県		店舗	— (—)	—	3	2	—	5	10
		酒田支店	山形県		店舗	— (—)	—	5	5	—	10	5
		東京支店	東京都		店舗	— (—)	—	—	2	—	2	7
		事務センタ ー	秋田県	事務セ ンター	4,941.32 (—)	284	383	4	—	673	58	
		社宅・寮	秋田県 ほか	社宅・ 寮	31,535.70 (1,463.90)	1,012	750	—	—	1,763	—	
		総合グラン ドほか	秋田県	厚生施 設	23,242.97 (—)	526	1	—	—	528	—	
		その他施設	秋田県 ほか	その他	10,776.36 (2,042.07)	179	40	—	—	220	—	

(平成26年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
連結 子会社	フィデアカード(株)	本社	秋田県	銀行業	本社 ほか	— (—)	—	1	1	—	3	21
		山形営業部	山形県		事務所 ほか	1,315.26 (—)	189	55	12	8	266	35
	荘銀事務サービス(株)	事務所ほか	山形県		事務所 ほか	1,239.73 (—)	25	0	1	3	30	6
	北都銀ビジネスサービス(株) ほか1社	事務所ほか	秋田県		事務所 ほか	— (—)	—	—	0	—	0	7
	フィデアベンチャーキャピタル(株) ほか2社	本社ほか	山形県	その他	本社 ほか	— (—)	—	0	0	—	0	40
	(株)フィデア情報システムズ ほか1社	本社	秋田県		本社 ほか	957.47 (—)	64	244	4	35	349	104

(注) 1. 土地の面積欄の () 内は、借地の面積 (うち書き) であり、その年間賃借料は建物も含め537百万円であります。

2. 動産は、事務機械996百万円、その他613百万円であります。

3. 株式会社荘内銀行の代理店4カ所及び店舗外現金自動設備86カ所は、上記に含めて記載しております。

4. 株式会社北都銀行の店舗外現金自動設備126カ所は、上記に含めて記載しております。

5. 連結会社間で賃貸借している設備については、貸主側で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成26年度においては、投資計画に基づいた営業店の新設や設備更新等を予定しております。

当連結会計年度末において計画である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
(株)荘内銀行	藤島支店	山形県 鶴岡市	移転	銀行業	店舗	47	—	自己資金	平成26年 5月	平成26年 6月
(株)荘内銀行	温海支店	山形県 鶴岡市	移転	銀行業	店舗	69	—	自己資金	平成26年 6月	平成26年 9月
(株)北都銀行	横堀支店	秋田県 湯沢市	新築	銀行業	店舗	200	55	自己資金	平成25年 10月	平成26年 7月
(株)北都銀行	大館駅前支店	秋田県 大館市	新築	銀行業	店舗	290	—	自己資金	平成26年 4月	平成26年 11月

(注) 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成26年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成26年6月25日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	143,464,890	143,464,890	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式 （当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。）	25,000,000	25,000,000	非上場・非登録	（注）
計	168,464,890	168,464,890	——	——

（注）B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- ① B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。
- ② B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間（下記(6)②に定義する。以下同じ）において、毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。
- ③ 上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。
- ④ B種優先株式には、当社が、平成32年4月1日以降、一定の条件を満たす場合に、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下、「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率＝初年度B種優先配当金÷B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）+1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i) (a) 当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b) 当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

平成25年4月1日から平成37年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。)をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) 金銭を対価とする取得条項
- ① 金銭を対価とする取得条項
- 当社は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(6) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- ② 取得と引換えに交付すべき財産
- 当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(4) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

① 単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

③ 議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。

(11) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

① 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（B種優先株式）により表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

② 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成25年11月19日臨時取締役会決議

フィデアホールディングス株式会社120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数（個）	60	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,397,260 (注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	219 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月12日 至 平成28年2月29日 (注) 6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 9	同左
代用払込みに関する事項	(注) 10	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 11	同左

(注) 1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求（下記3. に定義する。以下同じ。）により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日（下記4. (4) に定義する。以下同じ。）において適用のある転換価額（下記4. (3) に定義する。以下同じ。）で除して得られる数であるため、下記4. (4) に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正基準

平成26年10月31日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下同じ。）がある15連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成26年11月7日以降、上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度

1回（平成26年11月7日に修正されることがある。）

(4) 転換価額の下限等

下記4. (4) に従い修正される転換価額の下限は、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額である。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(5) 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、下記2. (3)乃至(7)に従い、繰上償還されることがある。

(6) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

2. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成28年3月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項(3)乃至(7)に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日（本項(3)乃至(7)の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 120%ソフトコール条項による繰上償還
 - ① 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。本項(5)③、本項(6)②及び本項(7)②における場合を除き、以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、平成27年3月6日以降、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から90日目以降120日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日（当該基準日を含む。）についての本条項の適用にあたっては、下記5. (2)②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、下記5. (1)に定める新株式発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。
 - ② 本号又は本項(4)、及び本項(5)、(6)又は(7)の両方に従って本社債の償還がなされる場合、本項(5)、(6)又は(7)の手続が適用される。但し、本項(5)に定める組織再編行為を行う意向を公表する前、本項(6)に定める公開買付開始公告が行われる前又は本項(7)に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を公表する前に本号①又は本項(4)に基づく公告が行われた場合には、本号又は本項(4)の手続が適用される。
 - ③ 当社は、本号①又は本項(4)に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) クリーンアップ条項による繰上償還

本号の繰上償還の公告を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の金額の合計額が発行時の本社債の金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
- (5) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。以下同じ。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)下記11. に従って承継新株予約権（同項に定義する。以下同じ。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認又は決定の日（以下「承認日」という。）までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（各本社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ									
	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成25年 12月5日	100.66	102.82	105.60	109.39	114.60	121.48	130.08	140.00	150.00	160.00
平成26年 12月5日	99.10	100.04	102.15	106.00	111.98	120.17	130.00	140.00	150.00	160.00
平成27年 12月5日	99.76	99.84	100.64	103.85	110.55	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成28年 2月29日	99.98	99.98	99.98	101.21	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において下記4. (4)又は下記5. (2)、(3)若しくは(7)に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日（同日を含む。）から平成28年3月6日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各本社債の金額の100%とする。本③、本項(6)②及び本項(7)②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。

但し、組織再編行為償還金額は、各本社債の金額の150%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が150%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各本社債の金額の150%とする。また、組織再編行為償還金額は、各本社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各本社債の金額の100%とする。

- ⑤ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

- ⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。
- (イ) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - (ニ) 株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (ホ) 株式移転 株式移転により設立する株式会社
 - (ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社
- ⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (6) 上場廃止等による繰上償還
- ① (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
 - ② 上場廃止等償還金額は、本項(5)記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において下記4.(4)又は下記5.(2)、(3)若しくは(7)に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日(同日を含む。)から平成28年3月6日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各本社債の金額の100%とする。
 - ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項(7)に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項(7)に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 本項(5)に定める繰上償還事由が発生し当社が必要な事項の公告を行い、かつ、本号①又は③に定める繰上償還事由が発生した場合には、本社債は本項(5)に従って償還されるものとする。但し、本項(5)に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為の承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- (7) スクイーズアウトによる繰上償還
- ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② スクイーズアウト償還金額は、本項(5)記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該取得の対価が金銭のみである場合には、1株につき交付される当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において下記4.(4)又は下記5.(2)、(3)若しくは(7)に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成28年3月1日(同日を含む。)から平成28年3月6日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各本社債の金額の100%とする。
- (8) 本項(3)乃至(7)の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により下記6.に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (9) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(平成25年12月5日)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については下記8.に従って行使できなくなるにより消滅する。
3. 当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)により当社が交付する株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、下記11.において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、219円とする。但し、転換価額は本項(4)に定めるところにより修正され、また下記5.(1)乃至(7)に定めるところにより調整されることがある。
- (4) 平成26年10月31日(決定日)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある15連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成26年11月7日(以下「効力発生日」という。)以降、決定日価額(但し、決定日から(当日を含まない。)効力発生日まで(当日を含む。))の間に下記5.(1)乃至(7)に従って行われる調整に服する。)に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額(但し、決定日から(当日を含まない。)効力発生日まで(当日を含む。))の間に下記5.(1)乃至(7)に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。
5. 転換価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$
- (2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項(6)②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
- 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項(6)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する方法による。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(4)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4) ① 「特別配当」とは、平成28年2月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、2,283,105円（基準配当金）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (5) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (6) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項(2)④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項(2)又は(7)に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (7) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、当社は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
6. 以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
(1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。）。
(2) 振替機関が必要であると認めた日。
(3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
(4) 上記2. (3)乃至(7)に定めるところにより、平成28年2月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
(5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株あたりの価額）は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、上記3. 記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

9. 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
10. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
11. 当社が、組織再編行為を行う場合は、上記2.(5)に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(9)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記4.(4)に準じた修正及び上記5.(1)乃至(7)に準じた調整を行う。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が上記6.(3)に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- (7) 承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。
- (8) 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第5期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

フィデアホールディングス株式会社120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第5期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日(注1)	163,671	163,671	10,000	10,000	2,500	2,500
平成22年3月31日(注2)	25,000	188,671	5,000	15,000	5,000	7,500
平成22年12月22日(注3)	△20,206	168,464	—	15,000	—	7,500

(注) 1. 株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

2. 有償 第三者割当 25,000千株 発行価格 400円 資本組入額 200円 割当先 (株)整理回収機構

3. 平成22年12月22日付でA種優先株式20,206,500株を取得後、同日付で消却しております。なお、これに伴う資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【所有者別状況】

ア 普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	4	44	39	1,840	92	2	18,177	20,198	—
所有株式数 (単元)	257	263,251	30,191	309,982	103,864	14	722,593	1,430,152	449,690
所有株式数の割合 (%)	0.02	18.41	2.11	21.67	7.26	0.00	50.53	100.00	—

(注) 自己所有株式12,353株は、「個人その他」に123単元、「単元未満株式の状況」に53株含まれております。

イ B種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	250,000	—	—	—	—	—	250,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

① 所有株式別
普通株式

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	普通株式の発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合 (%)
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワ ー)	3,287	2.29
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,194	2.22
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,675	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,531	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,381	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,364	1.64
廣野 摂	山形県新庄市	1,520	1.05
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,500	1.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,494	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,391	0.97
計	——	22,341	15.57

B種優先株式

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	B種優先株式の 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	100.00
計	——	25,000	100.00

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	14.83
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワ ー)	3,287	1.95
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,194	1.89
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,675	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,531	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,381	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,364	1.40
廣野 撰	山形県新庄市	1,520	0.90
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,500	0.89
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,494	0.88
計	—	45,949	27.27

② 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワ ー)	32,871	2.29
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	31,949	2.23
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	26,756	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	25,315	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	23,815	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	23,643	1.65
廣野 撰	山形県新庄市	15,200	1.06
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	15,000	1.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	14,942	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,919	0.97
計	—	223,410	15.62

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 25,000,000	——	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	——	——
議決権制限株式 (その他)	—	—	——
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,300	——	——
完全議決権株式 (その他)	普通株式 143,002,900	1,430,029	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 449,690	——	同上
発行済株式総数	168,464,890	——	——
総株主の議決権	——	1,430,029	——

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社	宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号	12,300	—	12,300	0.00
計	——	12,300	—	12,300	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,365	943,026
当期間における取得自己株式	253	48,415

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡し)	120	22,402	—	—
保有自己株式数	12,353	—	12,606	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、グループの中核事業である銀行業務をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主のみなさまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、公的資金の早期返済を展望しながら、業績を踏まえた経営体質の改善、強化に向けた内部留保及び安定的な配当の維持に取り組んでまいります。当事業年度の普通株式の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円00銭、B種優先株式につきましては、1株当たり5円44銭の期末配当を実施いたします。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金の使途につきましては、将来の事業発展及び財務体質の強化のための原資として活用してまいります。

第5期の剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	株式の種類	1株当たり配当額（円）
平成26年5月12日 取締役会決議	717	普通株式	5.00
	136	B種優先株式	5.44

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高（円）	205	285	241	249	285
最低（円）	108	145	159	123	180

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高（円）	204	200	204	234	203	197
最低（円）	187	189	190	197	180	181

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長	町田 睿	昭和13年2月17日生	昭和37年4月 ㈱富士銀行入行 昭和63年5月 同行市場開発部長 平成元年5月 同行総合企画部長 平成元年6月 同行取締役総合企画部長 平成3年5月 同行常務取締役 平成6年6月 ㈱荘内銀行代表取締役副頭取 平成7年6月 同行代表取締役頭取 平成19年5月 同行代表取締役頭取兼頭取執行役員 平成20年6月 同行取締役兼取締役会議長 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役兼取締役会議長(現職) 平成21年10月 ㈱北都銀行取締役会長(現職) 平成23年6月 ㈱荘内銀行取締役相談役(現職)	(注) 3	普通株式 202
取締役	代表執行役社長兼最高経営責任者 (CEO)	里村 正治	昭和21年3月1日生	昭和44年4月 ㈱富士銀行入行 平成9年1月 同行小舟町支店長 平成9年6月 同行取締役小舟町支店長 平成11年2月 同行常務取締役 平成14年6月 ㈱荘内銀行代表取締役副頭取 平成19年5月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年6月 同行取締役兼代表執行役会長 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役兼代表執行役社長(現職) 平成21年10月 ㈱荘内銀行取締役会長 平成23年6月 同行取締役(現職) 平成23年6月 ㈱北都銀行取締役(現職)	(注) 3	普通株式 212
取締役	—	國井 英夫	昭和25年5月18日生	昭和49年4月 ㈱荘内銀行入行 平成10年3月 同行総合企画部長 平成11年6月 同行取締役総合企画部長 平成12年5月 同行取締役兼執行役員東京支店長 平成13年4月 同行取締役兼執行役員企画部長 平成14年4月 同行常務取締役企画部長 平成15年4月 同行専務取締役企画部長 平成15年12月 同行代表取締役専務 平成19年5月 同行代表取締役兼専務執行役員 平成20年6月 同行取締役兼代表執行役頭取 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役(現職) 平成21年10月 ㈱荘内銀行代表取締役頭取兼頭取執行役員(現職)	(注) 3	普通株式 167
取締役	—	斉藤 永吉	昭和25年4月2日生	昭和50年4月 ㈱羽後銀行入行 平成11年2月 ㈱北都銀行湯沢支店長 平成13年7月 同行総合企画部長 平成14年6月 同行取締役総合企画部長 平成16年6月 同行常務取締役 平成18年6月 同行専務取締役 平成20年6月 同行代表取締役頭取(現職) 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役(現職)	(注) 3	普通株式 88

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役副社長 兼最高ICT・ システム責任 者 (CTO)	吉 本 和 彦	昭和22年1月29日生	昭和45年4月 ㈱富士銀行入行 平成10年4月 同行システム開発第一部長 平成12年6月 同行執行役員 平成14年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員 平成16年6月 ㈱富士総合研究所取締役副社長 平成16年10月 みずほ情報総研㈱専務取締役 平成18年4月 日本郵政公社理事常務執行役員 平成19年10月 日本郵政㈱顧問 平成20年2月 ㈱C S K - I S 代表取締役社長 平成20年6月 ㈱荘内銀行顧問 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱特別顧問 平成22年6月 当社取締役兼執行役副社長 平成23年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 平成26年6月 当社取締役兼執行役副社長 (現職)	(注) 3	普通株式 95
取締役	—	塩 田 敬 二	昭和28年5月30日生	昭和53年4月 ㈱三菱銀行入行 平成4年4月 ㈱羽後銀行入行 平成4年6月 同行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成8年6月 ㈱北都銀行取締役営業統括部長 平成10年6月 同行取締役事務統括部長 平成12年6月 同行取締役横手支店長 平成14年6月 同行取締役本店営業部長 平成16年6月 同行取締役人事部長 平成17年7月 同行取締役人事総務部長 平成18年6月 同行常勤監査役 平成22年6月 フィデアホールディングス㈱取締役 (現職)	(注) 3	普通株式 39
取締役 (注) 2	—	伊 藤 新 造	昭和12年3月29日生	昭和34年4月 ㈱富士銀行入行 昭和62年6月 同行取締役人事部長 平成元年5月 同行取締役本店営業第一部長 平成2年5月 同行常務取締役 平成4年6月 芙蓉総合リース㈱代表取締役社長 平成10年6月 ㈱富士総合研究所代表取締役社長 平成15年6月 ㈱荘内銀行監査役 平成20年6月 同行取締役 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 (注) 2	—	金 井 正 義	昭和39年4月2日生	平成5年3月 公認会計士登録 平成5年8月 税理士登録 平成5年8月 金井公認会計士事務所 (現職) 平成20年6月 ㈱北都銀行取締役 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 (注) 2	—	能 見 公 一	昭和20年10月24日生	昭和44年4月 農林中央金庫入庫 平成11年6月 同金庫常務理事 平成14年6月 同金庫専務理事 平成16年6月 農林中金全共連アセットマネジメント ㈱代表取締役社長 平成18年6月 ㈱あおぞら銀行代表取締役副会長 平成19年2月 同行代表取締役会長 平成21年7月 ㈱産業革新機構代表取締役社長 (現 職) 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱取締役 (現職)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (注) 2	—	古 谷 勝 幸	昭和17年2月10日生	昭和39年4月 日本銀行入行 平成3年1月 京都信用金庫理事 平成12年4月 日本ドレーク・ビーム・モリン(株)顧問 平成17年5月 アリコジャパン金融法人本部部長 平成17年8月 A I G特別顧問 平成20年6月 (株)北都銀行取締役 平成22年6月 (株)荘内銀行取締役 平成22年6月 フィデアホールディングス(株)取締役 (現職)	(注) 3	普通株式 0
計						普通株式 806

- (注) 1. 所有株式数は、平成26年3月末日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 取締役の伊藤新造、金井正義、能見公一及び古谷勝幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、平成26年6月25日の定時株主総会の終結の時より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社の委員会体制は次のとおりであります。
- 指名委員会 委員長 町田 睿、委員 伊藤 新造、委員 能見 公一
- 監査委員会 委員長 塩田 敬二、委員 金井 正義、委員 古谷 勝幸
- 報酬委員会 委員長 伊藤 新造、委員 町田 睿、委員 能見 公一

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長	最高経営責任者 (CEO)	里村 正 治	昭和21年3月1日生	「(1) 取締役の状況」参照	(注) 2	普通株式 212
執行役副社長	最高ICT・システム責任者 (CTO)	吉本 和 彦	昭和22年1月29日生	「(1) 取締役の状況」参照	(注) 2	普通株式 95
執行役副社長	最高財務責任者 (CFO) 最高マーケティング責任者 (CMO) 最高コンプライアンス責任者 (CCO)	宮下 典 夫	昭和34年8月7日生	昭和57年4月 安田信託銀行(株)入行 平成15年3月 みずほ信託銀行(株)経営企画部副部長 平成17年4月 同行コンサルティング部長 平成19年4月 同行札幌支店長 平成21年4月 同行執行役員経営企画部長 平成23年4月 同行常務執行役員 平成25年4月 同行理事 平成25年5月 フィデアホールディングス(株)専務執行役員 平成26年6月 当社執行役副社長 (現職)	(注) 2	普通株式 8
専務執行役	最高地域開発責任者 (CRDO)	大八木 政 春	昭和26年3月21日生	昭和48年4月 (株)荘内銀行入行 平成10年12月 同行長町支店長 平成12年5月 同行山形西支店長 平成13年1月 同行霞城支店長 平成14年5月 同行執行役員霞城支店長 平成14年6月 同行執行役員仙台支店長 平成15年4月 同行常務執行役員仙台支店長 平成19年5月 同行専務執行役員仙台支店長 平成20年6月 同行専務執行役員仙台支店長 平成21年6月 同行専務執行役事務統括部長 平成21年8月 荘銀事務サービス(株)代表取締役社長 平成21年10月 (株)荘内銀行専務取締役兼専務執行役員事務統括部長 平成22年2月 フィデアホールディングス(株)専務執行役員 (現職)	(注) 2	普通株式 135

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務執行役	—	原 田 儀一郎	昭和28年10月27日生	昭和51年4月 ㈱荘内銀行入行 平成10年5月 同行東京事務所長 平成12年5月 同行業務渉外部長 平成13年4月 同行上山支店長 平成15年4月 同行秘書室長 平成16年6月 同行取締役秘書室長 平成18年6月 同行取締役山形営業部長 平成18年6月 同行常務執行役員山形営業部長 平成19年5月 同行常務執行役員業務渉外部長 平成19年6月 同行取締役兼常務執行役員業務渉外部長 平成20年6月 同行取締役兼常務執行役地域開発本部長 平成21年4月 同行取締役兼常務執行役地域開発本部長兼人事部長 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱常務執行役 平成21年10月 ㈱荘内銀行常務取締役兼常務執行役員地域開発本部長兼人事部長 平成22年4月 同行常務取締役兼常務執行役員地域開発本部長 平成23年2月 同行常務取締役兼常務執行役員地域開発部長 平成23年6月 同行専務取締役兼専務執行役員地域開発部長 平成23年6月 フィデアホールディングス㈱専務執行役(現職) 平成23年10月 ㈱荘内銀行専務取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	普通株式 104
専務執行役	—	渡 部 均	昭和30年8月27日生	昭和53年4月 ㈱羽後銀行入行 平成8年10月 ㈱北都銀行大曲南支店長 平成10年6月 同行人事部人事第一課長 平成14年6月 同行人事部次長兼人事部第一課長 平成15年6月 同行湯沢支店長 平成18年6月 同行取締役横手支店長 平成20年6月 同行常務取締役営業本部長 平成21年4月 ㈱荘内銀行常務執行役 平成21年6月 同行取締役兼常務執行役 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱常務執行役 平成21年10月 ㈱北都銀行常務取締役経営統括本部長 平成23年2月 同行常務取締役 平成23年6月 同行専務取締役(現職) 平成23年6月 フィデアホールディングス㈱専務執行役(現職)	(注) 2	普通株式 62
専務執行役	最高リスク管理責任者 (CRO)	富 岡 行 介	昭和30年5月2日生	昭和53年4月 ㈱羽後銀行入行 平成8年7月 ㈱北都銀行西目支店長 平成11年2月 同行田沢湖支店長 平成14年6月 同行能代支店長 平成15年10月 同行営業サポート部長 平成18年10月 同行総合企画部長 平成20年6月 同行取締役経営統括本部長 平成21年4月 同行常務取締役経営統括本部長 平成21年10月 同行常務取締役 平成23年6月 同行専務取締役(現職) 平成25年6月 フィデアホールディングス㈱専務執行役(現職)	(注) 2	普通株式 54

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務執行役	最高投資責任者 (CIO)	尾野文昭	昭和27年6月19日生	昭和48年4月 ジャパンライン(株)入社 昭和60年1月 米国Security Pacific National Bank 東京支店入行 平成3年2月 農林中央金庫入庫 平成6年6月 英国農林中金インターナショナル副社長 平成9年7月 農林中央金庫国際金融部副部長 平成10年7月 同庫資金為替部トレーディング室長 平成13年7月 同庫ニューヨーク支店長 平成16年7月 同庫営業第7部長 平成17年2月 同庫営業第6部長 平成18年7月 ISB証券(株)入社 平成20年4月 有限責任事業組合尾重組員 (現職) 平成24年4月 フィデアホールディングス(株)顧問 平成24年6月 当社常務執行役 (現職)	(注) 2	普通株式 18
常務執行役	—	鈴木昭	昭和31年9月19日生	昭和55年4月 (株)荘内銀行入行 平成9年4月 同行総合企画部ALM室長 平成10年12月 同行総合企画部主計室長 平成12年5月 同行総合企画部財務企画室長 平成13年4月 同行企画部経営企画グループマネージャー 平成14年1月 同行企画部財務企画グループグループマネージャー 平成17年1月 同行財務部長 平成22年6月 フィデアホールディングス(株)執行役主計グループ長 平成23年7月 当社執行役 平成26年6月 当社常務執行役 (現職)	(注) 2	普通株式 46
執行役	—	磯村英則	昭和24年5月30日生	昭和47年4月 (株)富士銀行入行 平成16年10月 みずほ情報総研(株)銀行システム品質管理部参事役 平成21年8月 (株)北都銀行事務統括部顧問 平成21年10月 同行事務統括部部长 平成21年10月 フィデアホールディングス(株)IT企画グループ長 平成23年11月 (株)北都銀行システム部部长 平成24年6月 フィデアホールディングス(株)理事ICT企画グループ長 平成24年7月 (株)北都銀行システム部理事 平成25年6月 フィデアホールディングス(株)執行役 (現職)	(注) 2	普通株式 6
執行役	事務企画グループ長	石川斉	昭和35年12月4日生	昭和59年4月 (株)羽後銀行入行 平成14年7月 (株)北都銀行桜支店長 平成16年7月 同行稲川支店長 平成18年7月 同行事務統括部事務企画課長 平成21年2月 同行事務統括部次長 平成21年7月 同行事務統括部部长 平成21年10月 フィデアホールディングス(株)事務企画グループ長 平成26年6月 当社執行役事務企画グループ長 (現職)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	経営統括グループ長	松田正彦	昭和42年7月2日生	平成2年4月 ㈱荘内銀行入行 平成16年5月 同行企画部経営企画グループマネージャー 平成18年6月 同行企画部長 平成21年10月 フィデアホールディングス㈱経営統括グループ長 平成26年6月 当社執行役経営統括グループ長(現職)	(注) 2	普通株式 2
計						普通株式 746

(注) 1. 所有株式数は、平成26年3月末日現在の所有状況に基づき記載しております。

2. 執行役の任期は、平成26年6月25日の定時株主総会終了後最初に開催された取締役会の終結の時より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

イ 会社の機関の内容

当社は経営組織を委員会設置会社とし、監督と業務執行を分離することで、ガバナンス態勢を一層強化する一方、取締役会から執行役に業務執行の決定権限を大幅に移譲することによって、迅速な業務執行体制の構築を図っております。また、社外取締役が過半数を占める「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の各委員会が取締役人事・役員報酬の決定ならびに監査を実施し、経営の透明性を高めております。当社の意思決定、執行及び監査にかかる組織は以下のとおりです。

i 取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役4名）により構成され、法令で定められた事項や経営の基本方針及び経営上の重要事項に係る意思決定を行なうとともに、取締役及び執行役の職務の執行状況を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催しております。

ii 指名、監査、報酬委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）により構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。指名委員会は、1年に1回以上必要に応じて随時開催しております。

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）により構成され、取締役及び執行役の職務執行の監督のほか、監査方針、監査計画、株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の内容を決議しております。監査委員会は、原則として毎月1回開催しております。

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）により構成され、取締役及び執行役が受ける個別の報酬等の内容について決議しております。報酬委員会は、1年に1回以上必要に応じて随時開催しております。

iii 経営会議

経営会議は、執行役で構成し、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行の決定機関として、当社及び当社グループ全体の業務執行に係る重要事項について決定等を行っております。経営会議は、原則月1回開催しております。

ロ 内部統制の基本方針

当社は、以下の内部統制システムに係る基本方針を定め、業務の適正を確保するため体制の整備に取り組んでおります。

i 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するよう、企業理念、コンプライアンス規程等を定め、役職員全員がこれを遵守する。
- (2) 当社は、法令等遵守態勢の整備・強化等を図るため、経営会議を設置し、法令等遵守に係る十分な審議を行い、法令等遵守態勢の充実・強化を図る。
- (3) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力との取引を遮断するため、当該情報を一元管理・共有し、警察等の外部専門機関とも連携し、組織全体として対峙する体制を整備する。
- (4) 役職員は、法令等違反またはその疑いのある行為等を発見したときは、速やかに所管部署に報告する。

ii 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、各種議事録のほか執行役の職務の執行にかかる文書を、社内規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。また、情報資産の安全対策の基本方針としてセキュリティ・ポリシーを定める。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務において保有するすべてのリスクの管理に関する基本方針としてリスク管理方針を定め、社内に浸透を図る。

定期的なリスクの全体状況を把握するとともに、各種リスクの測定及び対応方針の検討を行う。また、経営会議にて、リスク管理に係る十分な審議を行い、統合的なリスク管理態勢の運営強化を図る。

業務部門から独立した内部監査部門は、各部門の業務運営状況を監査し、各種リスク管理態勢の適切性・有効性の検証を行い、取締役会はその結果の報告を受ける。

iv 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において定めた経営の基本方針に基づき、執行役が委任を受けた業務の執行を行う。執行役の職務は、執行役規程、付議基準及び組織規程・業務分掌に基づき業務執行責任を明確化し、相互牽制を図り、適正な職務の遂行が行われる体制とする。

また、効率的な経営を確保するための体制として、業務執行の決定機関である経営会議を設置する。

v 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの健全かつ円滑な運営を行うため、グループ経営管理規程を定める。また、グループ会社の運営を管理する部門を設置する。

(2) 当社は、関係会社への不当な要求等を防止するための体制を強化する。

(3) 当社は、関係会社の事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な案件についての事前協議を適正に行う。

vi 監査委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査委員会の職務を補助する従業員を配置し、その従業員は監査委員会の指示に従い、その職務を行う。

(2) 監査委員会の職務を補助する従業員にかかる人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査委員会の同意を得る。

vii 役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役及び所管部は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員へ報告する。

また、監査委員は監査委員会規程に基づき、必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。

viii その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査委員会は、監査委員会規程に基づき、取締役会及び経営会議のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席できることとする。

(2) 監査委員会は、代表執行役及びCEO・CFO・CRO・CMO・CRDO・CIO・CTO・CCOと定期的に会合を持ち、また、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、実効的な監査に努めることとする。

ハ リスク管理態勢の整備状況

当社、荘内銀行及び北都銀行（以下、「子銀行」という。）とそのグループ企業（以上をあわせ、以下「当社グループ」という。）では、取締役の積極的な理解と関与のもと内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、リスク管理を重視する企業風土の醸成に努めており、当社グループ全体の最適化を図りながら、各行の業務の健全性確保を通じてグループ全体の健全性確保に努めております。

当社のリスク管理体制は、CRO（最高リスク管理責任者）のもと、ALM・リスク統括グループ、市場リスクグループ、信用リスクグループ、システムリスクグループを設置し、各種リスクに機動的に対応する体制としております。子銀行に対する経営管理としては、リスク管理業務を適切かつ迅速に遂行するため、当社と子銀行及びグループ企業間の指示、報告、協議、協力のルールを明確化しております。

当社グループでは、リスクは収益の源泉であるとの観点から、収益性や効率性を強く意識した運営を志向し、各種リスクの規模・特性に応じた最適なポートフォリオの構築を目指すとともに、リスク管理基本方針を定め、その趣旨に従い戦略目標、収益計画を踏まえた各種リスク管理の年度計画を策定し、これを遵守しております。

また、管理すべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）」に区分・特定し、「統合的リスク管理」、「自己資本管理」とあわせ、それぞれのリスクの定義と管理基本方針、及び管理規程を制定しております。

i 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当社グループ各企業が直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照し、それに見合った適切なリスク管理を行うことをいいます。リスク対比の収益性を高めていくため、リスク・カテゴリー別のリスクを総体的に捉え、リスクの洗い出し、継続的なモニタリング、評価・分析、リスク管理態勢の高度化に向けた改善活動等を通して、適切なリスク管理を行っております。

ii 自己資本管理

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。当社グループの健全性確保、収益性向上の観点から、業務やリスクの規模・特性に見合った自己資本を将来にわたって維持・向上させていくため、資本政策を含めた適切な自己資本管理態勢を整備しております。また、法令等に定める自己資本の充実度に関する情報開示を適時適切に行っております。

iii 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失する等の損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信国の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るリスクを「カントリーリスク」といいます。個々の信用リスクの度合いを適正に把握した上で、信用リスクの分散を基本とした信用集中リスク管理を行い、最適な与信ポートフォリオの構築と資産の健全性及び収益性の向上を図っております。また、個別案件の取組みにあたっては、「クレジットポリシー」に基づき適切な対応を行い、また、同一グループ先、同一業種及び同一地域等に貸出が集中しないよう信用リスクの分散を行い、大口与信先等についての信用集中リスクを管理しております。

iv 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに大別しております。最適な有価証券ポートフォリオの構築を通してリスク対比の収益性向上を図るため、当社グループの経営体力、投資スタイル、取引規模及びリスク・プロファイル等に見合った適切なリスク限度枠等を設定の上、市場取引部門（フロント）、事務管理部門（バック）、リスク管理部門（ミドル）が相互牽制機能を発揮する等、適切なリスク管理態勢を整備しております。

v 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場取引が不能に陥ることにより被るリスク、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当社グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資金繰りリスク及び市場流動性リスクについて、流動性リスクの管理を行う部門（流動性リスク管理部門）及び資金繰りの運営を行う部門（資金繰り管理部門）を明確に区分し、適切な相互牽制機能が発揮できる流動性リスク管理態勢を整備しております。

vi オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいい、「事務リスク」、「システムリスク」、「風評リスク等のその他オペレーショナル・リスク」の3つに大別して管理しております。なお、「オペレーショナル・リスク」には、業務委託先等に関するリスクを含んでおります。

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、営業店及び本部の役職員が業務運営上発生するすべての事務において、正確な事務を怠る、あるいはミス・事故・不正等を起こすことにより、当社グループの資産及び信用が損害を被るリスクをいいます。事務水準の維持向上、事故の未然防止を目的として、役職員が法令や定款等のほか、諸規程、事務手続集、事務リスク管理の手引及び通達等に基づき、適正な事務を遂行することを通じて、事務リスクを適切に管理する態勢を整備しております。

(2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、損失を被るリスク、さらにコンピュータの不正使用、顧客データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等により、損失を被るリスクをいいます。システムの障害発生を未然に防止するとともに、予期せず発生した障害の影響を極小化する等、システムの安全稼動に万全を期しております。あわせて、セキュリティ・ポリシーを策定し、当社グループの情報資産を適切に保護するための内部管理態勢を整備しております。

(3) 風評リスク等のその他のオペレーショナル・リスク管理

風評リスク等のその他のオペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスクを除いたオペレーショナル・リスクで、具体的には以下のリスクをいいます。

a. 法務リスク

当社グループが関与する各種取引において、法令違反や不適切な契約等による損失の発生ならびに法令等遵守態勢の未整備や遵守基準の不徹底等により損失を被るリスク

b. 人的リスク

人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況・職場環境等により損失を被るリスク

c. 有形資産リスク

災害・犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損や執務環境の低下により損失を被るリスク

d. 風評リスク

評判の悪化や風説の流布等で信用が低下することにより損失・損害を被るリスク

e. 危機管理

業務の継続に重大な影響を及ぼすような大規模災害発生等に対応する行内体制の整備

オペレーショナル・リスクに分類するその他オペレーショナル・リスクについて、リスクの顕在化の未然防止及び顕在化後の影響を極小化させるため、各リスクに関連する規程に基づき適切な管理を行っております。

ニ コンプライアンス態勢の状況

当社グループでは、業務の健全かつ適切な運営を通じて、地域経済の発展に貢献するとともに、法令等遵守を重んじる企業風土醸成のために、「法令等遵守方針」として基本方針、法令等遵守態勢整備の徹底、遵守方法を定め、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでおります。

当社は、子銀行から定期的にコンプライアンスプログラムの進捗状況、訴訟案件、反社会的勢力に関する情報の報告を受けるほか、重要な苦情・トラブル、不祥事件に関する事項、内部通報情報、その他法令等遵守、顧客保護等管理に関する重要事実については随時報告を受け、改善等を図るべく検討を行う態勢を整備しております。

また、当社グループでは、「法令等遵守方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は断固として排除することにしており、反社会的勢力に対しては社内外の態勢を整備し、組織として毅然とした態度で臨むことしております。また、反社会的勢力による不当介入は断固として排除するとともに、反社会的勢力との取引を未然に防止することにしております。

② 内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査グループを設置しております。構成人員は23名で、監査委員会及び子会社の内部監査部門と連携しながら、内部監査計画に基づき、監査委員会事務局を除く全ての業務担当部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。

監査委員会は、取締役3名により構成しており、公認会計士として長年の経験を有している社外取締役1名を含んでおります。

会計監査は、新日本有限責任監査法人に監査を依頼しており、法令等に定めるところに従い適正な監査がなされております。監査委員会と会計監査人は、定期的に会合を持つ等、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。具体的には、監査委員会は、会計監査人から当社往査時に会計処理等について専門の見地から意見を聴取しているほか、業務運営や事務管理面に対する所見を聴取しております。また、監査委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	菅 原 和 信 山 内 正 彦 藤 井 義 博	新日本有限責任監査法人	－ (注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 会計士補 1名 公認会計士試験合格者 4名 その他 13名

監査委員会と内部監査部門（内部監査グループ）は、当社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、綿密な連携を図り、効率的な監査を実施するよう努めております。具体的には、監査委員会は内部監査グループが行う監査への立会い、監査結果の聴取を通して、当社及び当社グループ全体の業務実態や課題を把握するため、情報・意見交換を行っております。

③ 社外取締役

当社は、経営に対する客観性と透明性を保ちつつ、グループ企業の経営に対する評価の実施等経営監視機能を強化すべく委員会設置会社とし、金融業界での役員経験者3名と有識者である公認会計士1名の計4名を社外取締役及び委員会メンバーとして招聘しております。

社外取締役の伊藤新造氏、能見公一氏及び古谷勝幸氏は、金融業界における長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、金井正義氏は、公認会計士として長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断し、社外取締役に選任しております。当該社外取締役は、当社の関係会社・大株主企業・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社において社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したものを社外取締役として選任しております。

社外取締役の職務執行においては、取締役会、指名委員会、報酬委員会の事務局である経営統括グループがサポートを行っております。社外取締役に對しては、取締役会に付議される事項等について、原則として事前に説明を行うこととしております。また、重要な業務執行等については、必要に応じて所管部署より説明を行う機会を設ける等、社外取締役の機能が円滑かつ適切に発揮されるように努めております。

社外取締役は、取締役会において、内部監査や会計監査の結果、及び内部統制の状況等について報告を受けているほか、専門的な見地から助言を行っております。また、2名の社外取締役が監査委員として、内部監査グループ及び会計監査人と相互に連携するとともに、必要に応じて所管部署に報告を求めるなど、内部統制の有効性を確認しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員の報酬等の内容

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	
			基本報酬
取締役	4	82	82
執行役	10	115	115
社外取締役	5	32	32
計	19	230	230

(注) 1. 当事業年度末現在の役員数は取締役6名、執行役10名、社外取締役5名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名、執行役を兼務している取締役が2名、年度中に退任した執行役が2名存在していることによるものであります。

2. 当社は「取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めております。その概要は次のとおりであります。

(1) 報酬委員会は、定時株主総会ならびに同日開催の取締役会において決定される役員改選に合わせて毎年6月に開催し、役員個人別の報酬等の内容を決定する。

(2) 前項に関わらず、必要に応じて報酬委員会を開催し、役員個人別の報酬等の内容を決定する。

(3) 役員個人別の報酬月額は、報酬委員会規程に基づき、報酬委員会における公正厳格な協議により決定する。

(4) 個人別の役員賞与は、報酬委員会規程に基づき、直前期業績に顕在する貢献、その他特に勘案すべき事項を踏まえた報酬委員会における公正厳格な協議により決定する。

⑤ その他の事項

イ 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めております。

ロ 取締役の選任決議要件

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

ハ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

ニ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項及び同法第324条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ 種類株主の議決権の有無及びその内容の差異

B種優先株式については、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができません。

なお、詳細につきましては、「1 株式等の状況」中の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。

⑥ 株式の保有状況

イ 当社が保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式はありません。

ロ 当社の連結子会社の中で、投資株式の最大保有会社に該当する株式会社荘内銀行について、その株式等の保有状況は以下のとおりです。

a 保有目的が純投資以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 98銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3,926百万円

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表に計上している全銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
芙蓉総合リース(株)	192,000	684	取引先との関係強化のため
T P R(株)	435,000	597	取引先との関係強化のため
イオン(株)	300,000	326	取引先との関係強化のため
スパークス・グループ(株)	20,000	280	取引先との関係強化のため
(株)クレディセゾン	100,000	225	取引先との関係強化のため
N K S J ホールディングス(株)	97,250	201	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	714,800	148	取引先との関係強化のため
(株)みちのく銀行	593,000	138	連携強化のため
セイコーエプソン(株)	140,100	130	取引先との関係強化のため
安田倉庫(株)	100,000	115	取引先との関係強化のため
(株)ヤマザワ	59,500	89	取引先との関係強化のため
松井建設(株)	250,000	88	取引先との関係強化のため
日東ベスト(株)	86,000	68	取引先との関係強化のため
ミクロン精密(株)	20,000	46	取引先との関係強化のため
シャープ(株)	150,000	45	取引先との関係強化のため
大日本印刷(株)	49,000	44	取引先との関係強化のため
(株)大和証券グループ本社	68,000	43	取引先との関係強化のため
(株)富山銀行	232,000	38	連携強化のため
(株)かわでん	30,000	36	取引先との関係強化のため
(株)T B K	64,000	32	取引先との関係強化のため
(株)岡三証券グループ	28,000	23	取引先との関係強化のため
(株)ヨロズ	13,000	20	取引先との関係強化のため
東洋証券(株)	47,000	17	取引先との関係強化のため
野村ホールディングス(株)	27,000	15	取引先との関係強化のため
東ソー(株)	57,000	15	取引先との関係強化のため
東京建物(株)	23,000	13	取引先との関係強化のため
ヒューリック(株)	17,200	12	取引先との関係強化のため
(株)山形銀行	16,000	6	取引先との関係強化のため
(株)じもとホールディングス	22,000	5	取引先との関係強化のため

(みなし保有株式)

該当ありません。

(当事業年度)

貸借対照表に計上している全銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
芙蓉総合リース(株)	192,000	679	取引先との関係強化のため
イオン(株)	300,000	351	取引先との関係強化のため
T P R(株)	220,400	349	取引先との関係強化のため
N K S J ホールディングス(株)	97,300	246	取引先との関係強化のため
(株)クレディセゾン	100,000	214	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	714,800	146	取引先との関係強化のため
(株)みちのく銀行	593,000	122	連携強化のため
松井建設(株)	250,000	103	取引先との関係強化のため
安田倉庫(株)	100,000	100	取引先との関係強化のため
(株)ヤマザワ	59,500	90	取引先との関係強化のため
日東ベスト(株)	86,000	64	取引先との関係強化のため
(株)大和証券グループ本社	68,000	61	取引先との関係強化のため
ミクロン精密(株)	20,000	51	取引先との関係強化のため
大日本印刷(株)	49,000	48	取引先との関係強化のため
(株)かわでん	30,000	44	取引先との関係強化のため
(株)富山銀行	232,000	38	連携強化のため
(株)T B K	64,000	33	取引先との関係強化のため
(株)ヨロズ	13,000	24	取引先との関係強化のため
(株)岡三証券グループ	28,000	24	取引先との関係強化のため
東ソー(株)	57,000	22	取引先との関係強化のため
ヒューリック(株)	17,200	22	取引先との関係強化のため
シャープ(株)	65,000	20	取引先との関係強化のため
東京建物(株)	23,000	19	取引先との関係強化のため
野村ホールディングス(株)	27,000	18	取引先との関係強化のため
東洋証券(株)	47,000	16	取引先との関係強化のため
(株)山形銀行	16,000	6	取引先との関係強化のため
(株)じもとホールディングス	22,000	4	取引先との関係強化のため

(みなし保有株式)

該当ありません。

c 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,420	183	△175	1,117
非上場株式	2	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	9,854	188	112	2,315
非上場株式	2	2	—	—

d 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。

e 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当ありません。

ハ 当社の連結子会社の中で、投資株式計上額が次に大きい会社に該当する株式会社北都銀行について、その株式等の保有状況は以下のとおりです。なお前事業年度につきましては、株式会社荘内銀行の投資株式計上額が前連結会計年度の連結投資有価証券に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えておりますので記載を省略しております。

a 保有目的が純投資以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 93銘柄
貸借対照表計上額の合計額 3,904百万円

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(当事業年度)

貸借対照表に計上している全銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
TDK(株)	335,000	1,465	取引先との関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,138,440	649	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	2,413,360	494	取引先との関係強化のため
イオン(株)	230,000	269	取引先との関係強化のため
日本通運(株)	263,000	128	取引先との関係強化のため
(株)秋田銀行	330,000	88	取引先との関係強化のため
JUKI(株)	360,000	75	取引先との関係強化のため
北越紀州製紙(株)	70,000	33	取引先との関係強化のため
(株)みちのく銀行	140,000	28	連携強化のため
マックスバリュ東北(株)	30,000	27	取引先との関係強化のため

(みなし保有株式)

該当ありません。

c 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	3,325	48	205	326
非上場株式	—	—	—	—

d 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

e 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものが該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	17	1	17	4
連結子会社	101	—	94	—
計	118	1	112	4

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システム統合リスク管理態勢調査業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システム統合リスク管理態勢調査業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っており、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構並びに各監査法人が主催するセミナー等に積極的に参加し、会計基準等の内容の理解に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※7 59,222	※7 60,660
買入金銭債権	4,531	4,025
商品有価証券	59	99
金銭の信託	1,966	2,977
有価証券	※7, ※13 781,166	※7, ※13 824,684
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,602,277	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,664,140
外国為替	※5 2,020	※5 2,745
その他資産	※7 9,184	※7 8,553
有形固定資産	※10 21,691	※10 22,928
建物	9,054	9,613
土地	※9 10,955	※9 11,209
リース資産	218	153
建設仮勘定	117	55
その他の有形固定資産	1,345	1,897
無形固定資産	1,982	2,893
ソフトウェア	1,550	2,615
のれん	292	135
その他の無形固定資産	139	142
退職給付に係る資産	—	1,143
繰延税金資産	4,388	3,012
支払承諾見返	14,265	14,761
貸倒引当金	△14,694	△15,433
資産の部合計	2,488,060	2,597,193
負債の部		
預金	2,182,791	2,226,755
譲渡性預金	106,607	130,202
コールマネー及び売渡手形	※7 17,302	※7 47,616
債券貸借取引受入担保金	—	※7 11,336
借入金	※7, ※11 58,170	※7, ※11 43,440
外国為替	14	0
社債	※12 10,000	※12 10,000
新株予約権付社債	—	6,000
その他負債	16,183	16,428
退職給付引当金	1,587	—
退職給付に係る負債	—	2,372
睡眠預金払戻損失引当金	539	681
偶発損失引当金	365	419
その他の引当金	56	40
繰延税金負債	816	2,557
再評価に係る繰延税金負債	※9 666	※9 651
支払承諾	14,265	14,761
負債の部合計	2,409,368	2,513,264

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	24,744	24,744
利益剰余金	22,708	28,093
自己株式	△1	△2
株主資本合計	62,451	67,835
その他有価証券評価差額金	13,929	14,510
繰延ヘッジ損益	△13	△8
土地再評価差額金	※ ₉ 1,119	※ ₉ 1,091
退職給付に係る調整累計額	—	△774
その他の包括利益累計額合計	15,034	14,819
少数株主持分	1,205	1,274
純資産の部合計	78,692	83,928
負債及び純資産の部合計	2,488,060	2,597,193

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	49,360	50,731
資金運用収益	34,321	33,912
貸出金利息	27,802	26,163
有価証券利息配当金	6,467	7,676
コールローン利息及び買入手形利息	16	30
預け金利息	9	19
その他の受入利息	25	22
役務取引等収益	8,777	9,469
その他業務収益	3,334	3,212
その他経常収益	2,927	4,136
償却債権取立益	336	129
その他の経常収益	2,590	4,007
経常費用	42,423	40,565
資金調達費用	3,017	2,992
預金利息	2,434	2,413
譲渡性預金利息	170	180
コールマネー利息及び売渡手形利息	13	6
債券貸借取引支払利息	10	14
借用金利息	134	82
社債利息	232	277
その他の支払利息	20	18
役務取引等費用	2,904	3,029
その他業務費用	3,852	1,904
営業経費	28,649	29,241
その他経常費用	3,998	3,398
貸倒引当金繰入額	418	2,054
その他の経常費用	3,580	1,344
経常利益	6,937	10,165
特別利益	28	18
固定資産処分益	8	11
負ののれん発生益	4	6
持分変動利益	15	—
特別損失	152	93
固定資産処分損	121	34
減損損失	30	58
税金等調整前当期純利益	6,813	10,090
法人税、住民税及び事業税	603	788
法人税等調整額	2,111	2,956
法人税等合計	2,715	3,744
少数株主損益調整前当期純利益	4,098	6,346
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△130	125
当期純利益	4,228	6,220

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	4,098	6,346
その他の包括利益	※1 12,933	※1 587
その他有価証券評価差額金	12,929	583
繰延ヘッジ損益	3	4
包括利益	17,031	6,933
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,161	6,806
少数株主に係る包括利益	△130	127

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	24,744	19,344	△1	59,087
当期変動額					
剰余金の配当			△864		△864
当期純利益			4,228		4,228
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	3,364	△0	3,364
当期末残高	15,000	24,744	22,708	△1	62,451

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	998	△16	1,119	－	2,101	1,331	62,520
当期変動額							
剰余金の配当							△864
当期純利益							4,228
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,930	3	－	－	12,933	△125	12,808
当期変動額合計	12,930	3	－	－	12,933	△125	16,172
当期末残高	13,929	△13	1,119	－	15,034	1,205	78,692

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	24,744	22,708	△1	62,451
当期変動額					
剰余金の配当			△863		△863
当期純利益			6,220		6,220
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			27		27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	5,384	△0	5,383
当期末残高	15,000	24,744	28,093	△2	67,835

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,929	△13	1,119	－	15,034	1,205	78,692
当期変動額							
剰余金の配当							△863
当期純利益							6,220
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	581	4	△27	△774	△215	68	△147
当期変動額合計	581	4	△27	△774	△215	68	5,236
当期末残高	14,510	△8	1,091	△774	14,819	1,274	83,928

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,813	10,090
減価償却費	1,561	1,390
減損損失	30	58
のれん償却額	158	156
負ののれん償却額	△917	△917
負ののれん発生益	△4	△6
貸倒引当金の増減(△)	△2,448	738
賞与引当金の増減額(△は減少)	△368	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△89	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	230
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△74
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	158	142
偶発損失引当金の増減(△)	31	53
その他の引当金の増減額(△は減少)	△3	△16
資金運用収益	△34,321	△33,912
資金調達費用	3,017	2,992
有価証券関係損益(△)	2,195	△2,767
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	22	5
為替差損益(△は益)	13	△9
固定資産処分損益(△は益)	113	23
貸出金の純増(△)減	△82,856	△61,863
預金の純増減(△)	127,931	43,963
譲渡性預金の純増減(△)	△6,961	23,595
商品有価証券の純増(△)減	131	△40
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	17,740	△13,930
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△2,102	2,403
コールローン等の純増(△)減	21,917	505
コールマネー等の純増減(△)	△22,916	30,313
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	11,336
外国為替(資産)の純増(△)減	△86	△725
外国為替(負債)の純増減(△)	△27	△14
資金運用による収入	35,149	35,543
資金調達による支出	△2,962	△3,255
その他	△771	2,745
小計	60,144	48,755
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△200	△969
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,944	47,785
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△350,096	△308,965
有価証券の売却による収入	231,524	182,451
有価証券の償還による収入	57,184	83,086
金銭の信託の増加による支出	△43	△1,033
金銭の信託の減少による収入	—	14
有形固定資産の取得による支出	△1,138	△2,379
有形固定資産の売却による収入	51	88
無形固定資産の取得による支出	△1,079	△1,388
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,596	△48,127

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△5,800
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	4,957	5,978
リース債務の返済による支出	△119	△90
配当金の支払額	△861	△861
少数株主への配当金の支払額	△2	△5
少数株主からの子会社株式取得による支出	—	△46
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,973	4,173
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13	9
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	308	3,841
現金及び現金同等物の期首残高	51,494	51,802
現金及び現金同等物の期末残高	※1 51,802	※1 55,644

【注記事項】

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 11社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 9社

(2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：4年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び一部の連結子会社における建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

当社及び一部の連結子会社は、平成25年4月からスタートするフィデアグループ第2次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）において、当連結会計年度以降、「店舗政策の策定」及び「基幹系システム更改を中心とした事務機器等の大規模な更新投資」が見込まれるため、投資案件について投資形態のあり方等も含めて総合的に検討を行いました。

これらの検討を契機に有形固定資産の減価償却方法を見直したところ、今後、営業店舗及び事務機器等は構造的陳腐化のリスクが低くなることにより長期的かつ安定的に利用され、また、修繕費等の設備維持コストは毎期概ね定額的に発生することなどにより、投資効果は長期的かつ安定的に発現すると見込まれるため、使用可能期間にわたり均等に費用を配分する定額法のほうがより使用実態を適切に反映すると判断したため、この変更を行ったものであります。

この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

なお、株式会社北都銀行及び一部の連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,107百万円（前連結会計年度末は15,378百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づき計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結子会社が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。また、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：当社の連結子会社である株式会社荘内銀行において、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異（2,710百万円）：15年による按分額を費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

一部の連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却及び平成21年度以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、当連結会計年度末から、退職給付債務と年金資産の額の差額を、退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに会計基準変更時差異をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,143百万円、退職給付に係る負債が2,372百万円計上されております。また、繰延税金資産が7百万円増加し、繰延税金負債が416百万円減少し、その他の包括利益累計額が774百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【未適用の会計基準等】

1. 退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社の連結子会社である庄内銀行及び北都銀行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

2. 企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、未定であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	2,671百万円	1,363百万円
延滞債権額	26,784百万円	30,601百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	10,443百万円	17,719百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
合計額	39,900百万円	49,684百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	7,459百万円	6,236百万円

※6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	1,278百万円	166百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	71,724百万円	101,188百万円
計	71,724 "	101,188 "
担保資産に対応する債務		
コールマネー	16,823 "	47,503 "
債券貸借取引受入担保金	— "	11,336 "
借入金	52,370 "	38,440 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有価証券	172,245百万円	182,642百万円
現金預け金	8百万円	8百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
保証金	587百万円	579百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	423,883百万円	435,466百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	422,332百万円	433,986百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	1,562百万円	1,588百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	32,623百万円	32,197百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	5,800百万円	5,000百万円

※12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	8,357百万円	7,894百万円

(連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	17,173	3,853
組替調整額	2,172	△2,703
税効果調整前	19,346	1,150
税効果額	△6,416	△567
その他有価証券評価差額金	12,929	583
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	5	7
組替調整額	—	—
税効果調整前	5	7
税効果額	△1	△2
繰延ヘッジ損益	3	4
その他の包括利益合計	12,933	587

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	143,464	—	—	143,464	
B種優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	168,464	—	—	168,464	
自己株式					
普通株式	6	2	0	8	(注)
合計	6	2	0	8	

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであり、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	717	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	B種優先株式	147	5.88	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	717	利益剰余金	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	B種優先株式	146	利益剰余金	5.84	平成25年3月31日	平成25年6月26日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	143,464	—	—	143,464	
B種優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	168,464	—	—	168,464	
自己株式					
普通株式	8	4	0	12	(注)
合計	8	4	0	12	

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであり、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	717	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	B種優先株式	146	5.84	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	717	利益剰余金	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日
	B種優先株式	136	利益剰余金	5.44	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金預け金勘定	59,222 百万円	60,660 百万円
預け金 (日銀預け金を除く)	△7,419 "	△5,016 "
現金及び現金同等物	51,802 "	55,644 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

主としてパソコン、現金自動預払機等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	496	378	117
無形固定資産	—	—	—
合計	496	378	117

当連結会計年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	224	157	66
無形固定資産	—	—	—
合計	224	157	66

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	54	23
1年超	73	50
合計	127	73

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払リース料	111	57
減価償却費相当額	99	50
支払利息相当額	5	3

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として国内の法人や個人のお客さまへの貸出及び債券や株式、投資信託等の有価証券による運用等の銀行業務を中心とした金融情報サービスを行っております。これらの事業を健全に行っていくため、経営体力の範囲内でリスクを許容し、収益力の向上を目指しております。

当社グループでは、主として金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を保有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行うほか、必要に応じてデリバティブ取引を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産には、主として国内の法人及び個人のお客さまに対する貸出金があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人及び個人のお客さまの預け入れによるものです。集中的な預金の解約等による流動性リスクに留意する必要がありますが、預金等の大部分は個人のお客さまによるもので小口分散されているほか、大口預金の比率を一定以下にコントロールする等により当該リスクを抑制しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引、及びその他有価証券で保有する債券に対する先物取引、オプション取引等があります。デリバティブ取引は、投機的な取引を目的とするものではなく、主としてヘッジ目的で実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

① 信用リスクの管理

当社グループは、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」等に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、自己査定等の事後管理、保証や担保の設定、問題債権への対応、与信集中リスク管理等与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資担当部門により行われ、また、定期的に経営会議等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査担当部門がチェックしております。

② 市場リスクの管理

市場取引については、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスをそれぞれ独立した部署とし、相互に牽制する体制としております。

(イ) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」等の規程に従い、金利リスク量を計測するとともに、定期的にギャップ分析や感応度分析等によりモニタリングを実施し、定期的に経営会議等に報告しております。また、現状分析を踏まえた今後の対応等の協議を行っております。

(ロ) 為替リスクの管理

当社グループは、「市場リスク管理規程」等に従い、為替の変動リスクに関して、総合持高、損失限度額を設定する、若しくはヘッジ取引を行う等により管理しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

当社グループは、「市場リスク管理規程」等に従い、価格変動リスクを管理しております。有価証券のリスクはバリュー・アット・リスク（VaR）、10BPV等リスク指標に基づいて、予め設定した限度額に対する使用状況をリスク管理部門が日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引の取扱いにつきましては、取引の執行、ヘッジ取引の有効性検証、事務管理に係る部門を分離し、取扱規程に基づいた運用・管理のもとに行っております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

トレーディング目的以外の金融商品

当社グループでは時価が日次で変動する商品を多数保有し、その変動額も他のリスクカテゴリーと比較して大きいため、VaRを用いた市場リスク量を日次(預金・貸出金等の金利リスク量は月次)で把握・管理しております。当社グループの市場リスク量は、子銀行である荘内銀行及び北都銀行の市場リスク量を合算した値として管理しております。

平成26年3月期の当社グループのバンキング業務の市場リスク量は次のとおりであります。

なお、平成25年3月期の当該市場リスク量は、()で表示しております。

<バンキング勘定のリスク量>

(単位：億円)

	平均	最大	最小	年度末
預金・貸出金等	0 (2)	0 (7)	0 (0)	0 (0)
有価証券	279 (151)	355 (190)	187 (133)	268 (190)
債券	126 (57)	186 (66)	63 (50)	97 (64)
株式	68 (45)	77 (52)	50 (36)	66 (51)
その他	152 (75)	182 (100)	98 (65)	177 (100)

- (※1) VaRの計測手法は、原則として「分散共分散手法」で計測しておりますが、仕組債等の一部金融商品について、「モンテカルロ・シミュレーション手法」等の異なる手法を採用しております。
- (※2) 保有期間は、有価証券のうち市場流動性の高い金融商品(国債、地方債、上場株式(除く政策投資)等)は60営業日、市場流動性の低い金融商品及び預金・貸出金等は125営業日で算出しております。
- (※3) 信頼区間は99%、変動率を計測するための市場データの抽出期間は250営業日を使用しております。
- (※4) 有価証券の「債券」と「株式」のリスク間で相関を考慮しているため、合計値が合致しません。
- (※5) コア預金の残高増加、デュレーションの長期化に伴い、現在の預金・貸出金等の金利リスク量は、金利上昇リスクではなく、金利低下リスクを表すものとなっております。内部管理上は金利上昇リスクを管理することとしており、預金・貸出金等の金利リスク量を「0」としております。

なお、当社グループでは、有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測した保有期間1日のVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しております。

平成26年3月末基準に実施したバックテストの結果、バックテストに抵触した資産もありますが、いずれも計測モデルを見直すまでの回数には至っておりません。現在使用している計測モデルは、相応の精度により当社グループの市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

VaRによるリスク管理を行うにあたっては、特に次の点に十分留意して活用することとしております。

- (i) 市場リスクのVaR等の定量的情報は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となること
- (ii) 市場リスクのVaR等の定量的情報は、前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではないこと(信頼区間に応じた頻度で損益がVaRを上回ることが想定されること)
- (iii) 将来の市場の状況は、過去とは大きく異なることがあること

なお、トレーディング目的の金融商品につきましては、いずれの子銀行においても保有残高が極めて少なく、経営に与える重要性が限定的であるため開示対象外としております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、「流動性リスク管理規程」等に従い、流動性リスク管理に係る限度額を設定し、実績を日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には理論価格等の合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	59,222	59,222	—
(2) 買入金銭債権（*1）	4,492	4,492	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	59	59	—
(4) 金銭の信託	1,966	1,966	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	778,346	778,346	—
(6) 貸出金	1,602,277		
貸倒引当金（*1）	△14,496		
	1,587,780	1,650,759	62,979
(7) 外国為替（*1）	2,019	2,019	—
資産計	2,433,886	2,496,865	62,979
(1) 預金	2,182,791	2,182,944	153
(2) 譲渡性預金	106,607	106,607	—
(3) コールマネー及び売渡手形	17,302	17,302	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	—	—	—
(5) 借入金	58,170	58,190	20
(6) 外国為替	14	14	—
(7) 社債	10,000	10,446	446
(8) 新株予約権付社債	—	—	—
負債計	2,374,886	2,375,507	620
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	127	127	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(20)	(20)	—
デリバティブ取引計	107	107	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	60,660	60,660	—
(2) 買入金銭債権（*1）	4,000	4,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	99	99	—
(4) 金銭の信託	2,977	2,977	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	822,015	822,015	—
(6) 貸出金	1,664,140		
貸倒引当金（*1）	△15,311		
	1,648,828	1,683,086	34,257
(7) 外国為替（*1）	2,744	2,744	—
資産計	2,541,328	2,575,586	34,257
(1) 預金	2,226,755	2,227,357	602
(2) 譲渡性預金	130,202	130,205	3
(3) コールマネー及び売渡手形	47,616	47,616	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	11,336	11,336	—
(5) 借入金	43,440	43,494	54
(6) 外国為替	0	0	—
(7) 社債	10,000	10,453	453
(8) 新株予約権付社債	6,000	5,891	△108
負債計	2,475,351	2,476,355	1,004
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(12)	(12)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(13)	(13)	—
デリバティブ取引計	(25)	(25)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格（連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

前連結会計年度においては、変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当社グループが定める一定の基準に基づき市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上したことにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は102百万円増加、「繰延税金資産」は36百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は66百万円増加しております。

前連結会計年度の変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

当連結会計年度においては、保有する全ての変動利付国債について市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価とし連結貸借対照表に計上しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分毎に、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、前連結会計年度においては利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付毎の信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。なお、当連結会計年度末においては、仕組貸出の残高はありません。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のもので、期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に連結子会社の信用リスクを加味した利率で割引いて時価を算定しております。

(6) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社の主要な連結子会社の発行する期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当該子会社の信用リスクを加味した利率で割引いて時価を算定しております。

(8) 新株予約権付社債

新株予約権付社債については、償還期日のキャッシュ・フローを期間に対応した市場金利に当社の信用リスクを加味した利率で割引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
① 非上場株式（*1）（*2）	1,716	1,805
② 組合出資金（*3）	1,104	863
合計	2,820	2,669

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について87百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金 (* 1)	22,829	—	—	—	—	—
買入金銭債権	4,531	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	63,160	186,158	132,738	96,381	130,257	96,692
うち国債	3,000	46,000	59,000	75,500	99,500	8,000
地方債	40,220	49,810	28,051	12,743	22,132	28,230
社債	18,393	80,745	26,551	5,055	6,104	45,864
その他	1,545	9,602	19,135	3,082	2,521	14,597
貸出金 (* 2)	217,451	243,030	190,865	152,812	248,661	443,651
合計	307,971	429,188	323,603	249,194	378,919	540,344

(* 1) 預け金のうち、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,389百万円、期間の定めのないもの76,415百万円は含めておりません。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金 (* 1)	26,201	—	—	—	—	—
買入金銭債権	4,025	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	86,052	202,962	132,945	130,611	76,410	109,363
うち国債	10,000	73,500	67,000	105,000	44,500	10,000
地方債	32,280	41,241	34,622	16,728	24,612	33,568
社債	41,169	68,389	18,509	3,538	6,600	49,790
その他	2,601	19,831	12,812	5,344	697	16,004
貸出金 (* 2)	225,582	250,738	187,229	168,348	252,844	471,767
合計	341,862	453,700	320,174	298,960	329,254	581,130

(* 1) 預け金のうち、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない31,923百万円、期間の定めのないもの75,705百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,894,604	128,278	22,467	7	37	—
譲渡性預金	104,727	1,780	100	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	17,302	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
借入金	52,370	—	—	5,800	—	—
社債	—	—	—	—	10,000	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—	—
合計	2,069,003	130,058	22,567	5,807	10,037	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,941,217	125,941	29,149	—	—	—
譲渡性預金	129,592	510	100	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	47,616	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	11,336	—	—	—	—	—
借入金	38,440	—	—	—	—	5,000
社債	—	—	—	5,000	5,000	—
新株予約権付社債	—	6,000	—	—	—	—
合計	2,168,202	132,451	29,249	5,000	5,000	5,000

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「商品有価証券」、「有価証券」について記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	12,983	9,736	3,246
	債券	625,330	614,685	10,645
	国債	265,494	261,089	4,405
	地方債	177,202	173,664	3,537
	社債	182,633	179,931	2,702
	その他	64,449	54,014	10,434
	小計	702,763	678,436	24,326
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,112	4,541	△429
	債券	48,637	49,075	△437
	国債	35,759	36,182	△423
	地方債	9,867	9,874	△6
	社債	3,011	3,018	△7
	その他	22,832	25,368	△2,535
	小計	75,583	78,986	△3,403
合計		778,346	757,422	20,923

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,755	12,481	4,274
	債券	644,832	635,896	8,936
	国債	306,774	302,786	3,988
	地方債	154,589	151,842	2,747
	社債	183,468	181,268	2,200
	その他	81,682	71,537	10,144
	小計	743,271	719,915	23,355
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,792	3,032	△239
	債券	51,597	51,725	△127
	国債	11,510	11,526	△15
	地方債	33,123	33,230	△107
	社債	6,963	6,968	△4
	その他	24,354	25,268	△914
	小計	78,744	80,025	△1,281
合計		822,015	799,941	22,074

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	8,805	550	1,724
債券	211,927	1,716	727
国債	204,169	1,598	727
地方債	1,129	24	—
社債	6,628	93	—
その他	8,753	531	393
合計	229,485	2,798	2,845

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,116	1,590	133
債券	163,967	604	763
国債	133,077	444	759
地方債	8,760	97	—
社債	22,129	61	4
その他	14,039	1,747	197
合計	184,124	3,942	1,094

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,145百万円（うち、株式105百万円、その他2,039百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、24百万円（うち、株式24百万円、その他0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の当該連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当該連結会計年度末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,966	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,977	—

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	20,923
その他有価証券	20,923
その他の金銭の信託	—
（+）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△6,990
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	13,932
（△）少数株主持分相当額	△3
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	13,929

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	22,074
その他有価証券	22,074
その他の金銭の信託	—
（+）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△7,558
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	14,515
（△）少数株主持分相当額	△5
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	14,510

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引
該当ありません。

(2) 通貨関連取引
前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約 売建	7,949	132	81	81
	買建	289	129	42	42
合計		——	——	123	123

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約 売建	4,239	133	△54	△54
	買建	222	131	41	41
合計		——	——	△12	△12

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	541	541	△20
合計		—	—	—	△20

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	473	473	△13
合計		—	—	—	△13

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

銀行業を営む連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

株式会社荘内銀行は、企業年金基金制度についてはキャッシュバランス類似型の企業年金制度を導入しており、平成18年10月には確定拠出年金企業型年金制度を設けております。

株式会社北都銀行は、退職給付信託を設定しております。また、適格退職年金制度は平成23年8月末日で廃止し、平成24年2月からは、新たに確定拠出年金企業型年金制度を設けております。

従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされていない割増退職金を支払う場合があります。銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社においては、主に退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額（百万円）
退職給付債務 (A)	△14,313
年金資産 (B)	12,149
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△2,163
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	361
未認識数理計算上の差異 (E)	1,926
未認識過去勤務債務 (F)	—
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	124
前払年金費用 (H)	1,712
退職給付引当金 (G) - (H)	△1,587

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、主に簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額（百万円）
勤務費用	415
利息費用	263
期待運用収益	△152
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	273
会計基準変更時差異の費用処理額	180
その他（臨時に支払った割増退職金等）	144
退職給付費用	1,125

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 0.75%～1.50%

(2) 期待運用収益率 1.00%～1.50%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

当社の連結子会社である株式会社荘内銀行においては、5年（その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による。）。当社の連結子会社である株式会社北都銀行においては、発生時に一括損益処理。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年～15年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしている。）

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

銀行業を営む連結子会社のうち、株式会社荘内銀行は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、退職給付算定基準給与と勤務期間に基づいて一時金または年金を支給します。また、当該制度については、キャッシュバランス類似型の企業年金制度を設けております。

退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、退職給付算定基準給与と勤続年数に基づいた一時金を支給します。

また、当連結会計年度に退職給付制度を改定し、平成26年1月1日より確定給付企業年金制度の将来分の一部分を確定拠出年金制度に移行しております。

銀行業を営む連結子会社のうち、株式会社北都銀行は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、勤務期間に基づいた年金または一時金を支給しております。確定給付企業年金制度にはキャッシュ・バランス・プランを導入しており、加入者ごとに積立額及び年金額の前払に相当する仮想個人勘定残高を設けております。仮想個人勘定残高には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、毎月の持分付与に基づく拠出クレジットを累積しております。なお、確定給付企業年金制度は、すべて積立型制度であります。

退職一時金制度では、退職給付として勤続年数および職能資格ごとに定められたポイントを勤務期間中に累積し、退職時に累積されたポイントにポイント単価を乗じた額を基本部分として支給するほか、退職時の資格及び職位ごとに定められた加算金を支給しております。なお、退職一時金制度は、退職給付信託を設定しており、積立型制度であります。

また、平成23年度中に労使の合意を経て退職給付制度を改定し、平成24年2月1日より退職給付制度の一部に確定拠出年金制度を導入しております。

銀行業を営む連結子会社以外の一部の連結子会社においては、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度のみ）を採用しております。

当該連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
退職給付債務の期首残高	14,313
勤務費用	447
利息費用	157
数理計算上の差異の発生額	142
退職給付の支払額	△1,088
過去勤務費用の発生額	△211
その他	12
退職給付債務の期末残高	13,772

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
年金資産の期首残高	12,149
期待運用収益	160
数理計算上の差異の発生額	561
事業主からの拠出額	584
退職給付の支払額	△925
その他	12
年金資産の期末残高	12,543

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額（百万円）
積立型制度の退職給付債務	12,147
年金資産	△12,543
	△395
非積立型制度の退職給付債務	1,624
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,229

区分	金額（百万円）
退職給付に係る負債	2,372
退職給付に係る資産	△1,143
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,229

(注) 年金資産には、退職給付信託が含まれております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額（百万円）
勤務費用	447
利息費用	157
期待運用収益	△160
数理計算上の差異の費用処理額	288
過去勤務費用の費用処理額	△10
会計基準変更時差異の費用処理額	180
確定給付制度に係る退職給付費用	903

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 株式会社荘内銀行の企業年金制度に対する従業員拠出額を「勤務費用」から控除しております。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額（百万円）
未認識過去勤務費用	△200
未認識数理計算上の差異	1,218
会計基準変更時差異の未処理額	180
合計	1,198

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	46.8%
株式	28.9%
現金及び預金	0.1%
コールローン	18.0%
一般勘定	5.6%
その他	0.6%
合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が34.5%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在および将来期待される長期の収益率を考慮し設定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率 0.75%～1.50%

② 長期期待運用収益率 1.00%～1.50%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	8,027百万円	8,211百万円
投資損失引当金	3,797	3,797
退職給付引当金	1,558	—
退職給付に係る負債	—	1,913
税務上の繰越欠損金	3,293	1,202
減価償却	1,098	1,022
有価証券償却	2,087	935
その他	1,132	1,513
繰延税金資産小計	20,995	18,595
評価性引当額	△9,651	△9,859
繰延税金資産合計	11,344	8,736
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7,102	△7,595
その他	△670	△686
繰延税金負債合計	△7,772	△8,281
繰延税金資産の純額	3,571百万円	454百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.96%から35.59%となります。この税率変更により、繰延税金資産は144百万円減少し、繰延税金負債は84百万円増加し、法人税等調整額は229百万円増加しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,138	9,267	11,954	49,360

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,304	11,662	12,764	50,731

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	石井商事(株) (注1)	秋田県 秋田市	10	不動産賃貸業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	50	貸出金	40
	(株)秋田クボタ (注1)	秋田県 秋田市	60	農機具販売業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	218	貸出金	460
	ネットヨタ秋田(株) (注2)	秋田県 秋田市	40	自動車販売業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	410	貸出金	700
	(株)トヨタレンタリース秋田 (注2)	秋田県 秋田市	36	車輛レンタル・リース業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	300	貸出金	300
	羽後設備(株) (注3)	秋田県 秋田市	20	管工事業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付 債務の保証	180 31	貸出金 支払承諾見返	585 28
	羽後電設工業(株) (注4)	秋田県 秋田市	30	電気工事業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付 債務の保証	9 81	貸出金 支払承諾見返	150 72
	羽後発変電工(株) (注4)	秋田県 秋田市	20	電気工事業	—	与信取引	資金の貸付 債務の保証	54 0	貸出金 支払承諾見返	57 —

- (注) 1. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役石井資就及びその近親者が石井商事(株)の議決権の過半数を所有しております。また、(株)秋田クボタは石井商事(株)の子会社であります。
2. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役石井資就並びにその近親者及び石井商事(株)がネットトヨタ秋田(株)の議決権の過半数を所有しております。また、(株)トヨタレンタリース秋田はネットトヨタ秋田(株)の子会社であります。
3. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役佐藤裕之及びその近親者が羽後設備(株)の議決権の過半数を所有しております。
4. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の監査役七山慎一及びその近親者が羽後電設工業(株)の議決権の過半数を所有しております。また、羽後発変電工事(株)は羽後電設工業(株)の子会社であります。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行との取引であり、一般取引先と同様であります。
6. 取引金額は平均残高を記載しております。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	石井商事(株) (注1)	秋田県 秋田市	10	不動産賃貸業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	24	貸出金	11
	(株)秋田クボタ (注1)	秋田県 秋田市	60	農機具販売業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	162	貸出金	386
	ネットトヨタ秋田(株) (注2)	秋田県 秋田市	40	自動車販売業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	441	貸出金	700
	(株)トヨタレンタリース秋田 (注2)	秋田県 秋田市	36	車輛レンタル・リース業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付	300	貸出金	300
	羽後設備(株) (注3)	秋田県 秋田市	20	管工事業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付 債務の保証	226 6	貸出金 支払承諾見返	530 4
	羽後電設工業(株) (注4)	秋田県 秋田市	30	電気工事業	被所有 直接 0.0	与信取引	資金の貸付 債務の保証	13 83	貸出金 支払承諾見返	100 58
	羽後発変電工事(株) (注4)	秋田県 秋田市	20	電気工事業	—	与信取引	資金の貸付	73	貸出金	61

- (注) 1. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役石井資就及びその近親者が石井商事(株)の議決権の過半数を所有しております。また、(株)秋田クボタは石井商事(株)の子会社であります。
2. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役石井資就並びにその近親者及び石井商事(株)がネットトヨタ秋田(株)の議決権の過半数を所有しております。また、(株)トヨタレンタリース秋田はネットトヨタ秋田(株)の子会社であります。
3. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の取締役佐藤裕之及びその近親者が羽後設備(株)の議決権の過半数を所有しております。
4. 当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行の監査役七山慎一及びその近親者が羽後電設工業(株)の議決権の過半数を所有しております。また、羽後発変電工事(株)は羽後電設工業(株)の子会社であります。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の重要な連結子会社である(株)北都銀行との取引であり、一般取引先と同様であります。
6. 取引金額は平均残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当ありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	469円41銭	505円52銭
1株当たり当期純利益金額	28円46銭	42円41銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22円55銭	30円11銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	4,228	6,220
普通株主に帰属しない金額	百万円	146	136
うち取締役会決議による優先配当額	百万円	146	136
普通株式に係る当期純利益	百万円	4,082	6,084
普通株式の期中平均株式数	千株	143,457	143,454
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	146	136
うちB種優先配当額	百万円	146	136
普通株式増加数	千株	44,052	63,129
うちB種優先株式	千株	44,052	54,347
うち新株予約権付社債	千株	—	8,782
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当連結会計年度末 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	78,692	83,928
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	11,351	11,410
(うち優先株式払込金額)	百万円	10,000	10,000
(うち優先配当額)	百万円	146	136
(うち少数株主持分)	百万円	1,205	1,274
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	67,340	72,518
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	143,456	143,452

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、5円40銭減少しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	フィデアホールディングス株式会社120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	平成25年12月5日	—	6,000	0.00	なし	平成28年3月7日
株式会社 荘内銀行	第4回劣後特約付社債	平成22年7月13日	5,000	5,000	2.84	なし	平成32年7月13日
	第5回劣後特約付社債	平成24年7月27日	5,000	5,000	2.70	なし	平成34年7月27日
合計	—	—	10,000	16,000	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権行使期間	新株予約権の発行価額 (円)	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	発行株式	付与割合 (%)	行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)
平成25年12月12日～平成28年2月29日	無償	219	6,000	普通株式	100	—

※ 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の額は、その額面金額と同額とします。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	6,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	58,170	43,440	0.25	—
借入金	58,170	43,440	0.25	平成26年4月～平成36年4月
1年以内に返済予定のリース債務	87	59	3.46	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	140	101	3.55	平成27年4月～平成31年3月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	38,440	—	—	—	—
リース債務(百万円)	59	40	31	22	6

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーはありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	13,204	25,429	37,869	50,731
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,835	5,172	8,018	10,090
四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,747	3,178	5,016	6,220
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	12.17	22.15	34.96	42.41

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	12.17	9.97	12.81	7.44

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 495	※2 706
有価証券	—	※2 5,500
前払費用	10	11
未収収益	0	0
未収還付法人税等	173	176
繰延税金資産	28	33
その他	38	0
流動資産合計	746	6,429
固定資産		
有形固定資産		
建物	49	45
工具、器具及び備品	15	114
その他の有形固定資産	11	28
有形固定資産合計	76	188
無形固定資産		
ソフトウェア	82	308
無形固定資産合計	82	308
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 64,645	※1 64,691
その他	94	94
投資その他の資産合計	64,739	64,786
固定資産合計	64,898	65,283
資産の部合計	65,644	71,713
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	※3 108
未払配当金	13	16
未払法人税等	46	39
前受収益	※3 3	※3 3
未払費用	※3 117	110
未払消費税等	22	—
その他	6	6
流動負債合計	209	285
固定負債		
新株予約権付社債	—	6,000
長期借入金	※3 12,820	※3 12,820
固定負債合計	12,820	18,820
負債の部合計	13,029	19,105

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	7,500	7,500
その他資本剰余金	29,019	29,019
資本剰余金合計	36,519	36,519
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,096	1,090
利益剰余金合計	1,096	1,090
自己株式	△1	△2
株主資本合計	52,614	52,608
純資産の部合計	52,614	52,608
負債及び純資産の部合計	65,644	71,713

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	866	866
関係会社受入手数料	1,564	1,762
営業収益合計	※1 2,431	※1 2,628
営業費用		
販売費及び一般管理費	※2 1,306	※2 1,614
営業費用合計	1,306	1,614
営業利益	1,124	1,013
営業外収益		
受取利息	0	0
土地建物賃貸料	36	37
機械賃貸料	69	116
雑収入	5	10
営業外収益合計	※3 111	※3 164
営業外費用		
支払利息	269	270
社債発行費	—	21
雑損失	0	0
営業外費用合計	※4 269	※4 291
経常利益	966	886
税引前当期純利益	966	886
法人税、住民税及び事業税	48	34
法人税等調整額	△2	△5
法人税等合計	45	29
当期純利益	920	857

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	15,000	7,500	29,019	36,519	1,039	1,039	△1	52,558	52,558
当期変動額									
剰余金の配当					△864	△864		△864	△864
当期純利益					920	920		920	920
自己株式の取得							△0	△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			0	0	0
当期変動額合計	－	－	△0	△0	56	56	△0	56	56
当期末残高	15,000	7,500	29,019	36,519	1,096	1,096	△1	52,614	52,614

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	15,000	7,500	29,019	36,519	1,096	1,096	△1	52,614	52,614
当期変動額									
剰余金の配当					△863	△863		△863	△863
当期純利益					857	857		857	857
自己株式の取得							△0	△0	△0
自己株式の処分			0	0			0	0	0
当期変動額合計	－	－	0	0	△5	△5	△0	△6	△6
当期末残高	15,000	7,500	29,019	36,519	1,090	1,090	△2	52,608	52,608

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 8年～19年

その他： 4年～15年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社における建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

当社は、平成25年4月からスタートするフィデアグループ第2次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）において、当事業年度以降、「店舗政策の策定」及び「基幹系システム更改を中心とした事務機器等の大規模な更新投資」が見込まれるため、投資案件について投資形態のあり方等も含めて総合的に検討を行いました。

これらの検討を契機に有形固定資産の減価償却方法を見直したところ、今後、営業店舗及び事務機器等は構造的陳腐化のリスクが低くなることにより長期的かつ安定的に利用され、また、修繕費等の設備維持コストは毎期概ね定額的に発生することなどにより、投資効果は長期的かつ安定的に発現すると見込まれるため、使用可能期間にわたり均等に費用を配分する定額法のほうがより使用実態を適切に反映すると判断したため、この変更を行ったものであります。

この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【表示方法の変更】

配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

また、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・ 財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式	64,645百万円	64,691百万円

※2. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
預金	481百万円	689百万円
有価証券	一百万円	5,500百万円

※3. 関係会社に対する負債

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
借入金	12,820百万円	12,928百万円
前受収益	3百万円	3百万円
未払費用	53百万円	一百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業収益のうち関係会社との取引高総額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	2,431百万円	2,628百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与・手当	852百万円	1,044百万円

※3. 営業外収益のうち関係会社との取引高総額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	109百万円	155百万円

※4. 営業外費用のうち関係会社との取引高総額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	269百万円	270百万円

(有価証券関係)
 子会社株式及び関連会社株式
 前事業年度 (平成25年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度 (平成26年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
 (単位: 百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
子会社株式	64,645	64,691
関連会社株式	—	—
合計	64,645	64,691

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	24百万円	39百万円
未払事業税	3	3
繰延税金資産小計	28	43
評価性引当額	—	△9
繰延税金資産合計	28	33
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	28百万円	33百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
法定実効税率	37.96%	37.96%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△34.03	△36.94
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.25
その他	0.81	2.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.74%	3.30%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.96%から35.59%となります。この税率変更により、繰延税金資産は2百万円減少し、法人税等調整額は2百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産	152	155	15	292	104	28	188
無形固定資産	156	380	87	448	139	65	308
計	308	535	103	741	244	94	497

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式100株 A種優先株式100株 B種優先株式100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 ————— 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮城県仙台市において発行する河北新報、山形県山形市において発行する山形新聞、秋田県秋田市において発行する秋田魁新報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： http://www.fidea.co.jp
株主に対する特典	ありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を関東財務局長に提出しております。

- | | |
|--|---------------|
| (1) 有価証券届出書及びその添付書類 | 平成25年11月19日提出 |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類 | |
| 上記(1)の有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類 | 平成25年11月20日提出 |
| 上記(1)の有価証券届出書の訂正届出書 | 平成25年11月25日提出 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | |
| 事業年度 第4期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 平成25年6月25日提出 |
| (4) 内部統制報告書 | |
| 事業年度 第4期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 平成25年6月25日提出 |
| (5) 四半期報告書及び確認書 | |
| 事業年度 第5期第1四半期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) | 平成25年8月9日提出 |
| 事業年度 第5期第2四半期 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) | 平成25年11月25日提出 |
| 事業年度 第5期第3四半期 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) | 平成26年2月12日提出 |
| (6) 臨時報告書 | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 | 平成25年6月28日提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年5月12日提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

フィデアホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内正彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井義博 印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フィデアホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、フィデアホールディングス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、当連結会計年度の末日後、連結子会社である株式会社北都銀行は、基幹系システムを連結子会社である株式会社荘内銀行と共通の新システムへ移行し、平成26年5月7日より稼働を開始した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

フィデアホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内正彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井義博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里 村 正 治
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 宮 下 典 夫
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長里村正治及び最高財務責任者執行役副社長宮下典夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスにかかる内部統制の評価範囲については、連結ベースの「経常収益」及び「資産の部合計」の金額の高い拠点から合算していき、連結会計年度の「経常収益」及び「資産の部合計」の概ね3分の2に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

当連結会計年度の末日後、連結子会社である株式会社北都銀行は、基幹系システムを連結子会社である株式会社荘内銀行と共通の新システムへ移行し、平成26年5月7日より稼動を開始した。この移行は、翌期以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里 村 正 治
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 宮 下 典 夫
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長里村正治及び最高財務責任者執行役員副社長宮下典夫は、当社の第5期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。